

# 第五次綾瀬市地域福祉活動計画

(令和7年度～令和10年度)

～ともに支えあうまちづくりを～

令和7年3月

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会

## 目次

|      |   |
|------|---|
| はじめに | 1 |
|------|---|

### 第一章 第五次綾瀬市地域福祉活動計画について

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 地域福祉活動計画の目的   | 2  |
| 2 計画ができあがるまでの流れ | 5  |
| 3 市地域福祉計画との関係性  | 7  |
| 4 地域福祉活動計画の体系図  | 9  |
| 5 地域福祉活動計画の進行管理 | 10 |

### 第二章 これまでの、地域福祉活動計画の振り返り

### 第三章 第五次綾瀬市地域福祉活動計画

|         |    |
|---------|----|
| 1 基本理念  | 13 |
| 2 基本方針1 | 14 |
| 基本計画1   |    |
| 3 基本方針2 | 15 |
| 基本計画2   |    |
| 4 基本方針3 | 16 |
| 基本計画3   |    |
| 5 基本方針4 | 17 |
| 基本計画4   |    |
| 6 基本方針5 | 18 |
| 基本計画5   |    |
| 7 基本方針6 | 19 |
| 基本計画6   |    |
| 8 基本方針7 | 20 |
| 基本計画7   |    |

#### 【参考資料】

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| I 地区社会福祉協議会対象のアンケート・ヒアリング結果集計 | 21 |
| II 施設、団体向けアンケート集計             | 34 |
| III 地域福祉活動計画推進委員会設置運営規程       | 42 |
| IV 綾瀬市地域福祉活動計画推進委員会名簿         | 44 |
| V 社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会の事業概要       | 46 |
| IV 用語の解説                      | 64 |

はじめに

このたび、地域の皆さま、関係機関の皆さまのご理解とご協力のもと、「第五次綾瀬市地域福祉活動計画」を策定することができました。また、皆様と新たな一步を踏み出せることに、心より感謝申し上げます。

本計画は、地域におけるつながりを深め、すべての人が安心して暮らせる共生社会※を目指すための具体的な指針となるものです。社会全体で少子高齢化※や核家族化※が進み、地域コミュニティの形が大きく変化する中で、私たちの住む綾瀬市においても、支え合いや助け合いの仕組みを一層強化していく必要があります。

これらの取り組みを進めるにあたり、市民一人ひとりの「地域福祉※活動への参加」が重要な役割を果たします。福祉は特別なものではなく、私たちの日常の中で生まれる「支え合い」や「気遣い」そのものであり、地域に暮らす私たち全員が担い手なのです。

特に、昨今の自然災害などの緊急時への対応力を高めることが、地域福祉において喫緊の課題となっています。本計画では、災害時における避難行動要支援者※のサポートや、地域での見守り体制の強化といった事業を通じて、誰もが取り残されない安全な地域づくりを目指しています。

本計画の推進においては、行政や専門機関、ボランティア団体、企業との連携が不可欠です。特に、地域における福祉活動を支える担い手の育成と支援を重要視し、世代を超えたつながりを築いていきたいと考えています。

綾瀬市の魅力は、多くの人々が持つ温かさと地域への思いです。本計画が、地域全体で支え合い、綾瀬市に住む皆さまにとって安心と希望をもたらすものとなるよう願っています。そして、本計画の実現に向けて、我々社会福祉協議会も全力を尽くしてまいります。

最後に、本計画の策定にご尽力いただいたすべての皆さまに、改めて感謝申し上げますとともに、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月  
社会福祉法人  
綾瀬市社会福祉協議会 会長 鈴木 定公

# 第一章 第五次綾瀬市地域福祉活動計画について

## 1 地域福祉活動計画の目的

### (1) 社会福祉協議会とは



社会福祉協議会って何をしているところなんだろう？

地域の中でみんなが支え合い、助け合いなどを通じてより良く生活できるように活動するのが仕事だよ。



社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定された団体で、次の条文にある事業を行っています。

【市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業<sup>※</sup>を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業】

社会福祉協議会は、全国すべての市区町村、都道府県、全国の段階に組織され、地域住民、ボランティア・NPO<sup>※</sup>、民生委員・児童委員<sup>※</sup>、社会福祉法人・福祉施設等とともに、ボランティア活動、地域福祉活動を通じて、誰もが社会から孤立せず、いきいきと安心してその人らしく暮らせる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指したさまざまな活動を行っています。

社会福祉協議会は、地域住民や団体、法人などからなる「会員組織」で、実施する事業などは、会員から選出された役員、評議員が決めています。

さらに地域づくりの推進にあたっては、赤い羽根共同募金で集められた資金も活用されています。



### 誰もが社会参加できる地域をめざします

社協は、住民一人ひとりが身近な地域で相互に交流したり、また、地域の課題に関心を持って話し合ったり学び合うなど、誰もが地域の一員として参加しやすい場づくりを進めています。

引用『地域福祉・ボランティア情報ネットワーク <https://www.zcwvc.net/about/about.html>』

## (2) 今の地域について



最近、お年寄りの一人暮らしやお年寄りだけで生活している人たちが増えてきてる気がするんだけど…。

私もそう思う。他にも障がいのある人の生活の仕方も様々になってきていると思うの。だから、地域全体でお互いに手助けしてあっていく事が大切だと思う。



超高齢社会※の中で、一人暮らしや高齢夫婦世帯が増え続けています。さらにライフスタイルの多様化が進み、地域との関わりも変化してきました。また、障がい、貧困、ヤングケアラー問題※など複数の問題を抱える世帯も存在しています。生活の困りごとがあった時に、個人や家族の努力だけでは対応が難しい新たな福祉課題が生まれています

## (3) 担い手の変化や「これまでのやり方」の限界



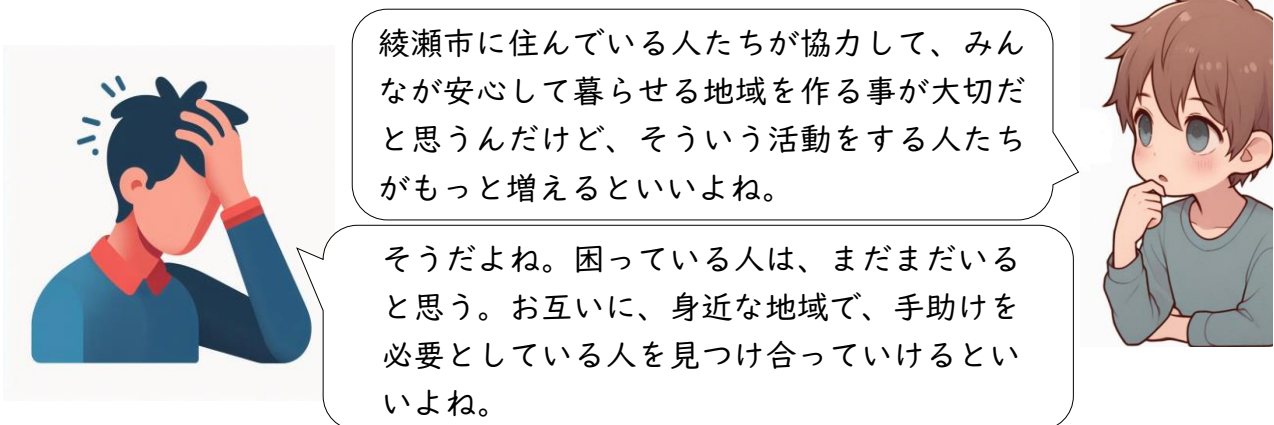
働き方が変わって曜日や時間に関係なく働けたり、インターネットを使って仕事ができたりするようになって、地域とのつながり方に変化が出てきたと感じるんだよね…。

「いつも同じときに」「同じ場所で」活動するつながりだけでなく、人と人が「いつでも」「どこでも」つながり活動できる“新しい形のつながり”が必要かもしれないね。



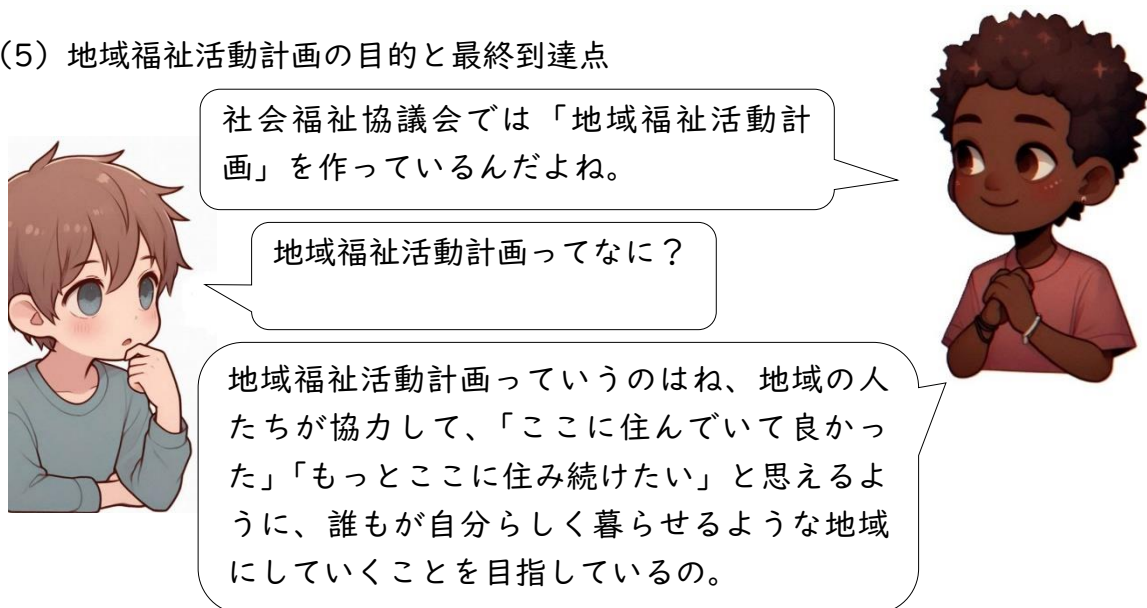
地域や家庭の支え合う力が再び注目されていますが、同時にその力が十分に発揮されていない現状もあります。自治会や地区社会福祉協議会（地区社協）、ボランティアグループなど、これまでの地域福祉活動に加え、地域住民や企業が連携し、新たな支え合いのネットワークを構築することが求められています。この横のつながりを強化することが個人の問題解決のみならず、地域全体の福祉向上に大きな力を発揮すると考えられています。

#### (4) どのような取り組みが必要で、求められているのか



住んでいる人たちが協力して、みんなが安心して暮らせる地域を作ることが大切ですが、そのための活動をする人たちが減っています。これまでの「助ける人」「助けられる人」が分かれて固定しまっているかわりでは、続けることが難しくなっています。「助ける人と助けられる人」という関係を超えるには私たちの意識を変えていくことが必要であり、そのためにはお互いがお互いの可能性や力を見出し合い、活かし合っていくことが重要です。助けられる人も助ける側になれるような活動や、これまでつながりのなかった人たちと協力した形を作っていくことが必要ではないでしょうか。

#### (5) 地域福祉活動計画の目的と最終到達点



これらの背景を踏まえ、第五次綾瀬市地域福祉活動計画では、地域住民が福祉を自分事として捉え、参加し、協力しあうことでつながりを深め、より良い地域社会を構築することを目指しています。

## 2 計画ができあがるまでの流れ



地域福祉計画書を作るために色々な人や団体に意見を聞いたの。

それに、地区社会福祉協議会、障がい当事者団体、福祉施設や職能団体、ボランティアグループの人たちに協力してもらって、アンケートを取ったり、たくさん話し合いをしたの。

この計画を進めるための委員会（綾瀬市地域福祉活動計画推進委員会）も作って、みんなで話し合いながら計画をまとめたの。まとめたものを見てみてね。



（表1）アンケートの実施について

| 依頼：127件 回答：80件 回収率：62.9% |                        |
|--------------------------|------------------------|
| 大上地区社会福祉協議会              | 落合地区社会福祉協議会            |
| 綾西地区社会福祉協議会              | 寺尾北地区社会福祉協議会           |
| 小園地区社会福祉協議会              | 寺尾綾北地区社会福祉協議会          |
| 寺尾南地区社会福祉協議会             | 上深谷地区社会福祉協議会           |
| 吉岡地区社会福祉協議会              | 中村地区社会福祉協議会            |
| 上土棚地区社会福祉協議会             | 寺尾天台地区社会福祉協議会          |
| ソノーレウインドオーケストラ           | 綾瀬市手をつなぐ育成会            |
| 吉岡保育園                    | ぱくぱく食堂                 |
| 綾瀬市身体障害者福祉協会             | 輪と和の会日本語教室             |
| 新日本婦人の会                  | 綾瀬営農経済センター             |
| コスモスの会                   | あがむの会                  |
| Hana-note～花の音            | 日本語クラス あやせ未来塾          |
| 深谷保育園                    | Compassion-しっぽのついた仲間たち |
| 大正琴、ベル、朗読劇団 ONE ハート      | 島田外科内科                 |
| 地域包括支援センター泉正園            | ヘルスクラブ                 |
| 柳沢労務事務所                  | キッズなかよし                |
| 傾聴ボランティア 響               | 学校法人湘央学園               |
| さくらチャイルドセンター             | 中島動物病院合同会社             |

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| NPO 法人 おでかけ綾瀬  | 希望の家                |
| ウィメンズジャパニーズクラス | 社会福祉法人 道志会老人ホーム     |
| 要約筆記サークル あやせ   | ドルカスベビーホーム          |
| 綾瀬ライオンズクラブ     | NPO 法人コミュニティサポートあやせ |
| 大和綾瀬保護司会       | 綾瀬市地域婦人団体連絡協議会      |
| 綾瀬こっこ保育園       | 綾瀬市宮城県人会            |
| 綾瀬市手話サークルあやの会  | 厚木航空基地 上級海曹会        |
| 寺尾南パトロール隊      | ちくちくの会              |
| ぽとふ綾瀬          | あやせ災害ボランティアネットワーク   |
| 明社もみじの会        | 春日幼稚園               |
| 綾瀬春日ロータリークラブ   | 綾瀬市拡大写本奉仕会ほたるの会     |
| 綾瀬市肢体不自由児者父母の会 | ケアハウス長寿             |
| 点訳グループきさらぎ会    | 綾瀬市老人クラブ連合会         |
| NPO 法人レオモナ     | あやせ弦楽アンサンブル         |
| ばらの里           | ひなたぼっこ              |
| 唐池学園           | 綾瀬でオペラを！の会          |
| 綾瀬吉岡工業会        | 国際ソロプチミストあやせ        |
| コペルタ貴志園        | 高座豚研究班              |
| 綾瀬市商工会         | 湘南ネコ33              |
| あやせ国際交流の会      | 綾西お助け隊              |
| つばみ保育園         | おもちゃの病院あやせ          |
| 綾瀬市更生保護女性会     | 綾瀬市食生活改善推進協議会       |

(表2) ヒアリング(意見交換会)の実施について

| 実施日        | 対象団体          |
|------------|---------------|
| 令和5年7月1日   | 大上地区社会福祉協議会   |
| 令和5年7月28日  | 綾西地区社会福祉協議会   |
| 令和5年8月2日   | 小園地区社会福祉協議会   |
| 令和5年8月8日   | 寺尾南地区社会福祉協議会  |
| 令和5年8月18日  | 吉岡地区社会福祉協議会   |
| 令和5年9月2日   | 上土棚地区社会福祉協議会  |
| 令和5年9月4日   | 落合地区社会福祉協議会   |
| 令和5年9月10日  | 寺尾北地区社会福祉協議会  |
| 令和5年9月14日  | 寺尾綾北地区社会福祉協議会 |
| 令和5年9月23日  | 上深谷地区社会福祉協議会  |
| 令和5年10月10日 | 中村地区社会福祉協議会   |

### 3 市地域福祉計画との関係性

「第五期綾瀬市地域福祉計画(令和6～10年度)」は、綾瀬市に住むすべての住民が安心して暮らせるように、制度や仕組みを整えるための計画です。2018(平成30)年に社会福祉法が変わり、町や市が地域ごとに必要な助け合いを考えて計画を作ることが決まりました。

一方、綾瀬市社会福祉協議会が作る「第五次綾瀬市地域福祉活動計画(令和7～10年度)」は、地域の人たちが主体(中心)になって、住民やいろいろな団体が協力しながら具体的な行動を進めるための計画です。この計画では、地域での課題をみんなで解決するための取り組みが書かれています。

これら2つの計画は、それぞれ違う役割を持っていますが、同じ方向を目指して協力し合いながら地域を良くしていきます。また、一つの計画としてこれら2つの計画を策定した方が分かりやすい計画になるという考えもあることから、一体化の可能性についても協議してまいります。

社会福祉法

厚労省通知・ガイドライン

神奈川県方針・指針

「理念」「しくみ」

綾瀬市（行政）  
地域福祉計画

（公民の協働による計画）

社会福祉法に基づいて  
策定する行政計画

「連携」「協働」

綾瀬市社会福祉協議会  
地域福祉活動計画

（民間相互の協働推進による計画）

- ・地域（住民、団体、施設等）が求める地域福祉の形を、市社協が呼びかけ、地域の様々な要素の協力をもとに推進していく。
- ・思いやしくみを形にするための計画。

「行動計画」

地域住民・民間団体・施設等

地区社会福祉協議会

福祉施設

当事者団体

ボランティア団体

## 4 地域福祉活動計画の体系図

| 基本理念   |  | 基本方針                               | 基本計画   | 課題に対する事業活動の方向性   |
|--|--|------------------------------------|--|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">           ともに支えあうまちづくりを         </p> | <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">           地域でつながり、支え合う、心のかようまちづくり         </p> | <p>1 市民参加の促進と人材の育成</p>             | <p>① 世代、状態を超えたつながりに関心のある人を増やしていくしくみづくり</p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の困りごとを手伝ってくれる人や、新しいことを始める人を見つける</li> <li>・地域住民が集まれる場・時間を増やす</li> </ul>   |
|  |  | <p>2 地域包括ケアシステムの深化・推進</p>          | <p>② 地域活動に、これまでの方法以外の手法で関わる事ができるしくみづくり</p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民がどんなことに困っているかを集めて整理するしくみをつくる</li> <li>・いろいろな困りごとに対応できるしくみをつくる</li> </ul>   |
|  |  | <p>3 保健福祉サービスの情報提供と相談支援体制の充実</p>   | <p>③ 課題のある家族に対して、様々な支援者が関われる体制づくり</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の相談機関が力を合わせて協力できるしくみをつくる</li> <li>・生活で困っていることを直接教えてもらえるしくみをつくる</li> </ul>  |
|  |  | <p>4 福祉に関する防災対策の充実</p>             | <p>④ 災害時に支えあえる体制づくり</p>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が起きたときの<b>ために</b>備えて、地域や施設、関係する機関との協力関係をつくる</li> <li>・災害時に支援が必要な人たちに、災害に起きたときにしっかり支援できるしくみをつくる</li> </ul>                        |
|  |  | <p>5 権利擁護※体制の推進（成年後見制度※利用促進計画）</p> | <p>⑤ 地域における“権利擁護”を考える</p>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が「権利を守る大切さ」をもっと知るための活動をする</li> <li>・一人ひとりの困っている人をしっかり支援できるしくみをつくる</li> <li>・成年後見制度をもっと多くの人が利用できるようにするために、さらに活発に活動する</li> </ul> |
|  |  | <p>6 再犯防止の推進（地方再犯防止推進計画※）</p>      | <p>⑥ 過去に罪を犯した人の地域での孤立を防ぎ、立ち直りを支えることの出来る地域づくり</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・更生保護活動の理解の促進</li> </ul>  |
|  |  | <p>7 制度の狭間に対する取組の推進</p>            | <p>⑦ 生活に課題のある人もない人も、互いに地域活動に”参加”できるしくみづくり</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今の仕組みでは助けられない人たちをサポートできるしくみをつくる。</li> <li>・どんな状況の人でも、地域の活動に参加できるようなしくみをつくる。</li> </ul>   |

## 5 地域福祉活動計画の進行管理

①第五次綾瀬市地域福祉活動計画は、令和7年度から令和10年度までの4年間で計画実施期間とします。

②計画を推進していくにあたっては、行政計画である「地域福祉計画」との連携、協働をしていきます。

③計画の進行体制は、以下のとおりです。

ア 計画の推進主体・・・綾瀬市社会福祉協議会

イ 計画の担い手・・・地域住民、ボランティア団体、個人ボランティア、地区社協福祉協議会、福祉団体、福祉施設、行政、市社協等※

ウ 計画の進行管理・・・綾瀬市地域福祉活動計画推進委員会

※計画推進には、綾瀬市民や綾瀬市で活動を行うボランティアグループ、当事者団体、地域団体、福祉施設等の事業者などの主体的な関わりとともに、行政の協働が必要です。

④より具体的な目標を設定し、進捗管理が出来るよう「実施計画」を別に定めます。

⑤進捗状況については広く周知し、常に住民からの意見を受け付けていく体制を整えます。計画的な進捗状況の評価と、必要に応じた変更などを行うことで、社会や地域の変化に対応していきます。

⑥実施計画の実施についてはPDRサイクルを利用し、改善を図りながら進めてまいります。

ア P r e p (準備)

実行に向けた準備を行う段階です。必要な道具、知識、環境を整えます。

たとえば、学校の宿題をやる場合、教科書、ノート、筆記用具をそろえて机を片付けるのがこのステップにあたります。

イ D o (実行)

計画や準備に基づいて、実際に行動を始める段階です。

実際に宿題を解き始める、あるいは決めた手順で作業を進めます。

ウ R e v i e w (振り返り)

実行した結果を見直し、成功点や課題を確認して次に生かします。

宿題を終えた後、「間違いがないか」「もっと効率よく進める方法がないか」を考える段階です。

## 第二章 これまでの、地域福祉活動計画の振り返り

- ・ 第一次計画策定時から計画の策定にあたっては、地域住民や団体、施設等から聞き取りを行ってきました。
- ・ 高齢化や担い手、連携、地域福祉についての理解の促進などの様々な課題は、一計画期間で完結できるものではありません。計画を経るたびに、新たな課題と共に「持ち越し」、時代とともに広がっている課題に対応した計画策定と実施を行っていきます。

### 1 第一次地域福祉活動計画

- ① 第一次計画では、市社協と各団体との間には「福祉」をキーワードに繋がりがあったものの、団体間の繋がりは必ずしも強いものではありませんでした。そこで複雑多問題化する福祉課題に対応できる連携型の地域を目指し、「相談できる」「交流できる」「連携できる」「つながる」ことを目標に掲げました。
- ② 地域福祉の要となる地区社会福祉協議会は、計画開始年（平成18年）には8地区に置かれていましたが、第二次計画開始年（平成21年）には、13地区となり、翌年には全ての地区に地区社協が設立されました。
- ③ ボランティアグループは、46団体が、56団体になり、連絡会なども組織されました。
- ④ 一方、相談窓口や関係機関の連携、計画推進主体である市社協の周知については、次期計画に持ち越しとなっています。

### 2 第二次地域福祉活動計画

- ① 第二次計画では、「関係機関の連携」「相談の強化」は引き継ぎ、「地区社協の活動の深化」「ボランティア活動・福祉教室の充実」「災害時に強い地域体制づくり」を加えた、より実践的な計画としてスタートしています。
- ② 住民懇談会や支援マップ、いきいきサロンの設置、地域への相談窓口の設置などチャレンジングな取り組みを行いつつ、地区社協や当事者、事業所同士の情報交換の場を創出し、現在でも取り組みが続けられています。

### 3 第三次地域福祉活動計画

- ① 第三次計画では、第二次計画をさらに押し進め、さらに高齢化が進む地域の担い手の育成、地域の掘り起こしを行い、第四次計画につないでいくことをテーマとしました。
- ② 第二次計画時には、60団体近くあったボランティアグループは、53団体となっており、メンバーの高齢化などにより活動の継続が困難になるグループもありました。

- ③地域活動と接点の少ない年齢層を引き込む取り組みや、福祉に携わる若年層に福祉について語る場を設けるなど、計画事業の取り組みは広がりを見せました。

#### 4 第四次地域福祉活動計画

- ①第四次計画は、第三次計画を引き継ぎつつ、「地域共生社会」を目指す計画としました。「対象を限定しない」事業や制度の狭間に目を向け、参加しやすい地域福祉の環境づくりに向け、スタートしました。
- ②新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、地域活動は長期間にわたって止まる事態となりました。第四次計画を計画的に管理するための「実施計画」は年度を渡って、中断され、当初の目的を果たすことができませんでした。
- ③第四次計画は、多くの課題が積み残されました。コロナ禍で顕在化した生活困窮者等や今まで認知されることがなかった制度の狭間にある方々への支援が再認識されました。
- ④一度止まってしまった地域活動を再始動するための新たな働きかけも、第四次計画課題の持ち越しと併せて、次期計画において取り組みが必要と考えます。

## 第三章 第五次綾瀬市地域福祉活動計画

### 1 基本理念

住民ひとりひとりの参加で  
障がいがある人も、ないひとも、高齢者も、子どもも  
ともに支えあうまちづくりを

わたしたちの願いは  
ひとりひとりの個性や生き方が尊重され  
どんな障がいや問題をかかえていても  
人として豊かに生きていける権利が保障され  
子どもから高齢者まで  
住民が互いに支えあう  
いきいきとした地域社会をつくりあげることです。

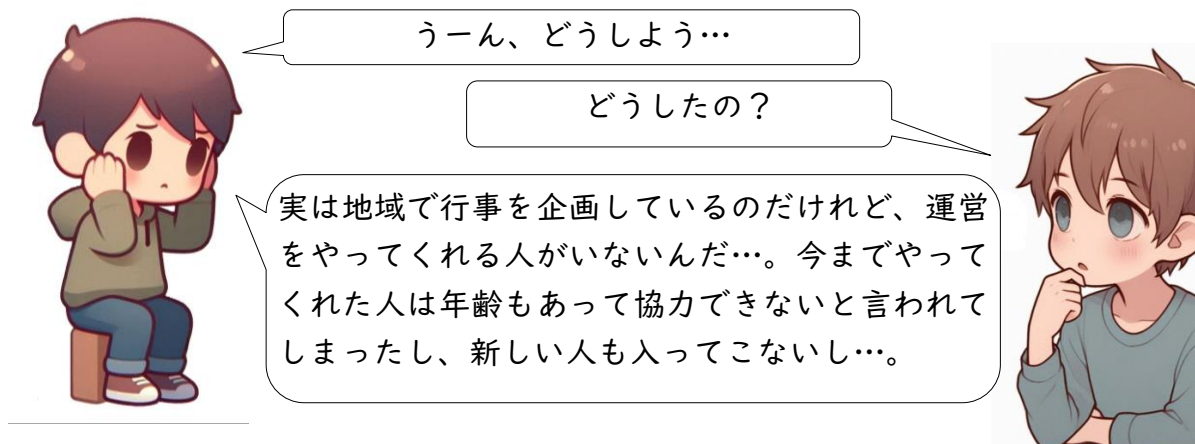
その願いは  
さまざまな生活・福祉問題を  
ともに考え、学びあう  
住民の主体的な活動づくりがあって  
はじめて実現できるもの、と考えます。

わたしたちは  
ひとりひとりの願いを大切にした  
ともに生きるまちづくりを  
住民とともにすすめてまいります。

(1991年3月制定)

(2014年12月改正)

## 2 基本方針1： 市民参加の促進と人材の育成



現状、若い現役層の人たちは地域にいないことが多く、お年寄りと子どもだけになっていることで活動が制限されてしまうことがあります。

地域を元気にし続けるためにも、様々な年代や立場の人たちが一緒に協力して活動できる場を作るなどで、みんなが地域のことにかかわれるようにすることが重要です。

次の時代を支える若い人や、新しい考えを持った人を育てることも大切です。今の活動は、どんな状態の人でも参加できて、引き継いだときにやりやすい方法になっているでしょうか。

みんなが「支える側」でもあり「支えられる側」でもあることを知り、自分の役割を果たしながら地域のために力を合わせられる環境が必要です。

### 基本計画①

#### 【世代、状態を超えた

#### つながりに関心のある人を増やしていくしくみづくり】

##### ①皆さまの声から見えてくる課題等

- ・地域のつながりが弱くなってきている。
- ・若い人が地域のことに関心をもっていない。
- ・お年寄りと若い人が一緒に過ごす機会が少ない。
- ・地域を支える人を育てるための勉強の場が足りない。
- ・いろいろな考え方や生活をしている人が協力するしくみがない。

##### ②課題に対する事業、活動の方向性

- ・地域の困りごとを手伝ってくれる人や、新しいことを始める人を見つける。
- ・地域のみなが集まれる場・時間を増やす。

### 3 基本方針2： 地域包括ケアシステムの深化・推進

「地域包括ケアシステム」…お年寄りを地域全体で助け合いながら、困ったときに必要な支えを受けられるしくみ。

この取り組みを広げ、子どもも大人も障がい者も外国籍の人も、地域に住む一人ひとりが地域の問題に関わっていけると安心できるんじゃないかな。



誰もが「支え」「支えられる」状態にするためには、誰でも参加できる体制は不可欠です。せっかく参加したいと思ってくれる人が現れても、仕事などで割ける時間が限られていることなどを考えると、今まで通りの支えあいの形だけでは限界があるのかもしれません。

参加したいと思う人が参加できるようにするために、これまでの地域へのかかわり方や参加の仕方を、活動の支援をしてきた専門職や団体の側も再評価していく必要があります。

地域全体で助け合うネットワークを強くし、困っている人それぞれに合った支えを届けるしくみを作っておくことで安心した生活に寄与できると考えます。

#### 基本計画②

#### 【地域活動に、これまでの方法以外の手法で 関わるができるしくみづくり】

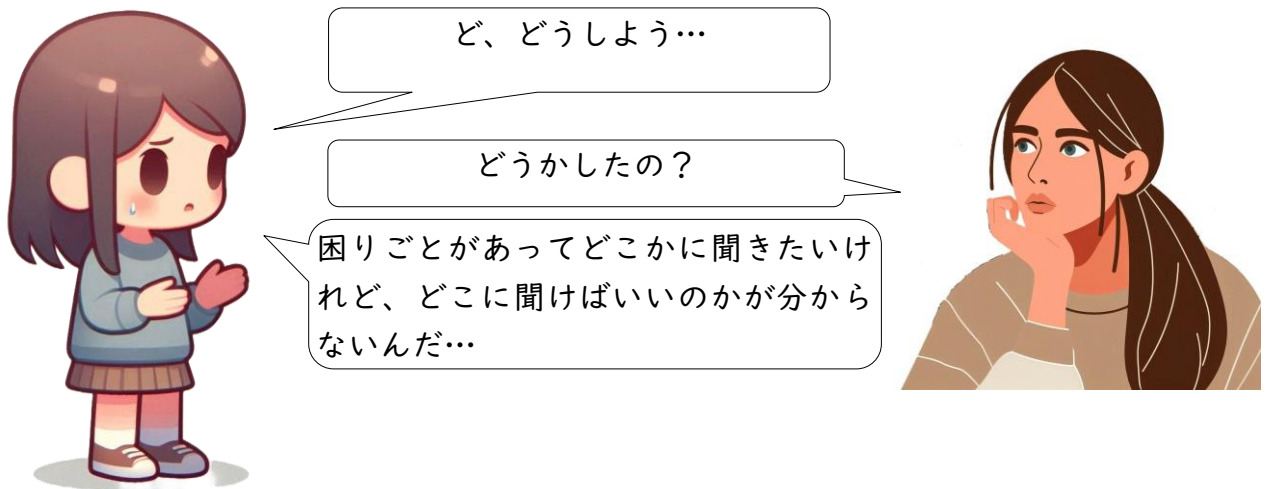
##### ①皆さまの声から見えてくる課題等

- ・色々な人の困りごとが増えているが、それに応えられる方法がまだ足りない。
- ・お医者さんと、困っている人を助ける人たちがもっと仲良く力を合わせたらいいのに、うまくいっていないことがある。
- ・みんなが助け合うネットワークがもっとあればいいのに、まだ足りていない。
- ・地域全体で困っている人を助ける、手助けの仕組みがまだ弱い。
- ・みんながもっと「自分たちも何かできる」という気持ちになれるようにするのが大事だが、それがまだ足りていない。

##### ②課題に対する事業、活動の方向性

- ・地域みんながどんなことに困っているかを集めて整理する仕組みをつくる。
- ・いろいろな困りごとに対応できる仕組みをつくる。

## 4 基本方針3： 保健福祉サービスの情報提供と相談支援体制の充実



最近、家族の形や生活のしかたがいろいろになってきたことで、生活の中での困りごとの種類が増えています。

どこに相談すればいいのかが分かりやすくして、さらに相談のしやすい雰囲気にすることが大切です。

相談を受けた側も連携、共有できる体制を作っておけば、迷ったときに繋ぐことで支援できるようになることも期待できます。

### 基本計画③

【課題のある家族に対して、

様々な支援者が関われる体制づくり】

#### ①皆さまの声から見えてくる課題等

- ・ 助けてくれるサービスについての情報がまだ十分ではない。
- ・ 住んでいる人たちが、利用できるサービスを知らないことが多い。
- ・ 困ったときに相談するしくみがまだ十分ではない。
- ・ 助ける人たち同士のつながりがまだ弱い。
- ・ 地域全体で協力するしくみがまだ整っていない。

#### ②課題に対する事業、活動の方向性

- ・ 地域の相談機関が力を合わせて協力できるしくみをつくる。
- ・ 生活で困っていることを直接教えてもらえるしくみをつくる。

## 5 基本方針4： 福祉に関する防災対策の充実



東日本大震災や能登地震を経て、大規模自然災害がより身近なものになっていると感じるよね。

そうだね。でも有事の際、特にお年寄りや障がいのある人など、すぐに助けが必要な人たちはどうすればいいか、気になるよね。



ふだんから地域みんなが顔を合わせて知り合いになり、いざというときに助け合えるようにしておくで安心です。

顔見知りになるための、ふだんの地域をもっと良くするための活動自体が、災害の被害を少なくすることにもつながります。

### 基本計画④

#### 【災害時に支えあえる体制づくり】

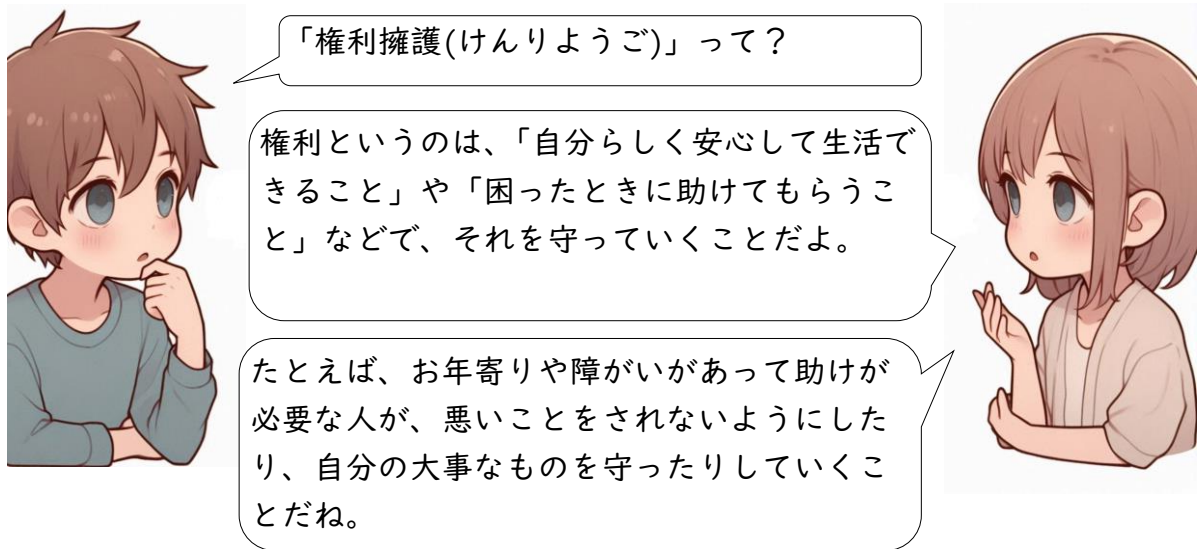
##### ①皆さまの声から見えてくる課題等

- ・災害のときに特別な助けが必要な人たちへの準備が足りていない。
- ・普段から「もし災害が起きたらどうする？」という意識が、地域みんなまで共有されていない。
- ・災害が起きたときに助け合うためのしくみがまだ十分ではない。
- ・普段から地域のつながりを作る活動が進んでいない。
- ・災害が起きたときの対応方法が地域でそろっていない。

##### ②課題に対する事業、活動の方向性

- ・災害が起きたときのために備え、地域や施設、関係する機関との協力関係をつくる。
- ・災害時に支援が必要な人たちに、災害が起きたときにしっかり支援できるしくみをつくる。

## 6 基本方針5： 権利擁護体制の推進（成年後見制度利用促進計画）



地域のみんで「権利を守るにはどうすればいい？」と考える時間を増やしたり、助け合う方法を話し合ったりすることが、“自分事”としていくためには重要です。

「権利を守るってどういうこと？」といったことをみんなにわかりやすく伝える活動もしています。そのことが、困っている人が安心して頼れる場所や人を見つけられるようにするために必要です。

地域の人たちが力を合わせ、みんなが安心して生活できる場所を作る活動を通じて、誰もが大事にされて、自分らしく生活できる社会を目指していきます。

### 基本計画⑤

#### 【地域における“権利擁護”を考える】

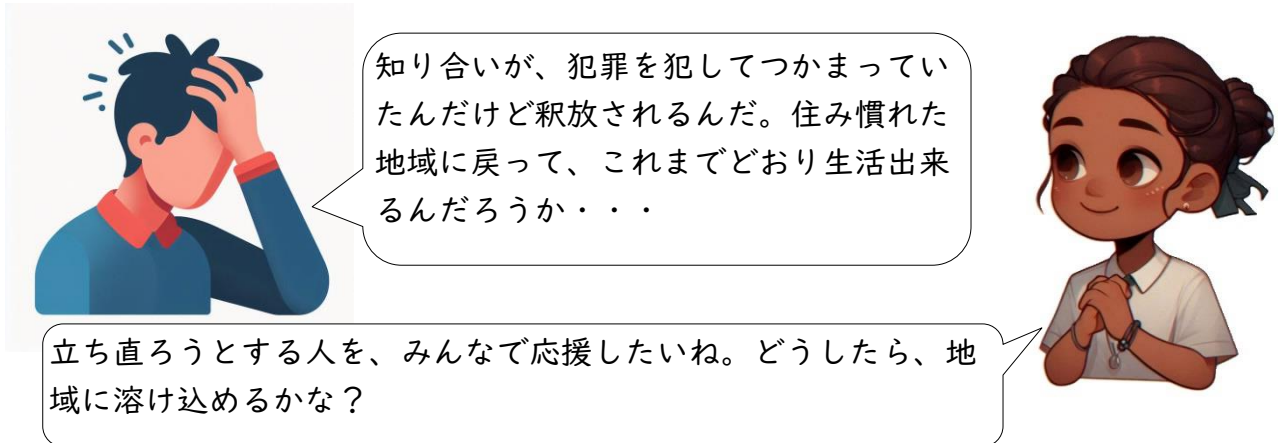
##### ①皆さまの声から見えてくる課題等

- ・成年後見制度がどんなものかを知っている人が少ない。
- ・みんなが「権利を守ること」の大切さをまだよく理解していない。
- ・支援のしくみがまだしっかり整っていないから、助けが必要な人たちが不安に感じている。

##### ②課題に対する事業、活動の方向性

- ・地域のみんが「権利を守る大切さ」をもっと知るための活動をする。
- ・一人ひとりの困っている人をしっかり支援できるしくみをつくる。
- ・成年後見制度を多くの人々が利用できるよう、さらに活動を深める。

## 7 基本方針6： 再犯防止の推進（地方再犯防止推進計画）



過去に罪を犯した人にとって、地域の中で孤立することなく、暮らしていける環境があることが、本人やその家族も含めて地域の一員となるために必要なことです。

地域で立ち直りを支えていくためには、更生保護の担い手である方々の支援だけでなく、地域住民の理解と協力が不可欠です。それは、その人たちが再び罪を犯さないようにするだけでなく、地域全体の安全を守ることにもつながります。

### 基本計画⑥

**【過去に罪を犯した人の地域での孤立を防ぎ、  
立ち直りを支えることの出来る地域づくり】**

#### ①皆さまの声から見えてくる課題等

- ・ 犯罪を繰り返さないようにするための地域社会の受け入れが少ない。
- ・ 地域住民に理解や協力を促すための活動がまだ少ない。

#### ②課題に対する事業、活動の方向性

- ・ 更生保護活動の理解の促進

## 8 基本方針7： 制度の狭間に対する取組の推進



外国籍の友人がいるんだけど、近所の人たちとトラブルになって困っているんだって。

そうなんだ。別の知り合いの息子さんはひきこもりで悩んでいたよ。性的マイノリティ<sup>※</sup>の友人も、生きづらさを感じていると言っていたよ。



福祉的課題は多様化、複雑化しています。複数困りごとがあることで、助けが必要だけど、どの制度にも当てはまらず困っている人がいます。こうした人たちを支えることは、安心して暮らせる地域を作るために必要です。

あわせて、生きづらさに寄り添い、「どんな人も仲間だよ」と受け入れられる場所を作ることで、もっと安心して暮らせる社会を目指します。

### 基本計画⑦

【社会的孤立を感じている人が、

地域活動に“参加”できるしくみづくり】

#### ①皆さまの声から見えてくる課題等

- ・支援が必要な人たちが、今の仕組みではうまく助けられていない。
- ・地域で社会に戻るための支援が十分に行われていない。

#### ②課題に対する事業、活動の方向性

- ・今の仕組みでは助けられない人たちをサポートできるしくみをつくる。
- ・どんな状況の人でも、地域の活動に参加できるようなしくみをつくる。

## 【参考資料】

# I 地区社会福祉協議会対象のアンケート・ヒアリング 結果集計

## 1 地域の課題

### (1) 地区社協活動の認知度が低い

- ・地区社協の活動は一般の住民はあまり理解していない。活動そのものが地域に浸透していないのではないか。
- ・自治会の役員を6年余りやっているが、そこから見ていても地区社協が何をやっている団体か不明であった。今年度から役員になったが、何を指す団体か理解できていない。
- ・地域に対して、どのような役割を果たしているかよくわからない。皆、関心がないのでよくわからない。
- ・社協とは？と問われてすぐに答えることができない。
- ・地域住民の社協に対する理解が足りないように感じているため、理解を深めるような活動が必要かと考える。
- ・あんしん袋の配布や、ボランティア活動等をしていると思う。ただ、市民にはあまり何の団体なのか、はっきりとしたイメージがないかもしれない。
- ・地区社協の認知度、活動内容に対する周囲の理解が低いように思える。
- ・対象が高齢者のみであることにやりきれなさを感じる。
- ・社協活動が一部の住民しか知らない。広報活動はしていても、なかなか関心を持ってもらえない。
- ・地区社協の活動目的等あまり理解できていない。マニュアルのようなものはないのか。市社協や社協等の存在意義や目的等も理解できていない。

### (2) 活動者の固定化、新たな担い手の不足

- ・毎回の行事を遂行する事に追われている。一部の人だけが動いている。
- ・先頭に立って引っ張る人がほしい。
- ・人材はたくさんいるが、掘り起こしに課題。世代別に生活している印象。
- ・地域活動実施において、若い人たちがあまり興味を示さない。若い人たちがリーダーシップを取って地域を引っ張っていく魅力ある環境が出来れば良いと思う。
- ・私のご近所ではラジオ体操参加者同士で、資源ごみや可燃ごみ出しの手伝いを行っている。一人暮らしの高齢者へも声をかけている。この活動が増えればよいのだが、60代以下の参加者がいないのがネック。朝から仕事にでかける人が多い。その人たちをどう取り込むか。
- ・集団より個を重んじる社会に変容し、集団を否定する動きすらある。コロナ

要因により集まる機会がなかなか作れなくなったことにより、その動きが加速している感は否めない。

- ・付き合いのあった人の子が定年を迎えても、地域に出てこない。改めて少しずつ関係性を作っていく必要がある。
- ・高齢者中心の活動のため若手の取り込みが難しい。各種団体の役員や経験者等に地区社協の在り方を認知してもらい、次の役員の育成につなげたい。
- ・子どもの見守り活動者の高齢化による減少。
- ・若い人材の方にどのようにしたら社協に協力参加してもらえるか、興味を持っていただくか、それが課題です。
- ・新規転入者が徐々に増してきており、若い方は忙しく、なかなか地域活動に積極的ではない。
- ・児童、学童見守りの人員不足、要支援者の増加。
- ・行事を積極的に行わないと人材の掘り起こしができないので、このコロナ禍での3年間の空白はとて大きくて、新たな掘り起こしをどう作り出し、実行していくか。
- ・「善意に依らない支え合い」という発想も必要かもしれない。
- ・ボランティアの「タダ」という発想にも、変容の必要性を感じる。
- ・役員へはそれなりに払わないと、いなくなると思う。
- ・組織づくりと声かけはしていますが消えてしまいます。活動が続かない。地区組織もありますが、見直しが必要と思います。活動が流れていない。地域での浸透が困難。
- ・年は待ってくれない。どうやって新たな層を取り込むか。自分たちの考えと全く違うことを知る必要がある。社会システムそのもののズレを感じている。そのためシステム的な変革が必要かもしれない。
- ・地域の担い手は自治会、民生、老人会を順番にやっている。そこには（名目は違っても）報酬があり、職業みたいなものになっている。地区社協も、少しでも出せるとアルバイト的な感じになりいいかもしれない。地域に潜在している引きこもりの子の社会との接点としての役割も期待できるようになる。

### **(3) 地域内のつながり、地域内活動団体の連携体制が整っていない**

- ・地域内のコミュニティが希薄になってきている。
- ・夫婦世帯の高齢化→要支援者増加。
- ・高齢の独居者の増加。孤立死もある。
- ・空き家が増えており、空き巣などの治安維持が心配。
- ・福祉活動内容の共有化。活動内容はこれでいいのか解らない。
- ・いろいろな団体が同じようなことをやっているように感じる。例えば、憩いの家、老人会（夢クラブ）、自治会、社協、青少年育成会など。

- ・自治会と地区社協の棲み分けがよく分からない。同じような活動（各種レクリエーション）をしているように感じるが、主催を一本化できないか。
- ・持論ではあるが、地区社協は協議体であることから実際の活動は自治会で実施して頂くような組織が理想のように思っている。以前から自治会との調整を希望しているが実現せず、自治会の組織の中に社協を入れ込むことで色々な問題が解決できると思っている。
- ・各家庭の情報がつかめない。
- ・要支援者の多くの人達は外に出てこなく意見を発しない。
- ・とじこもっている高齢者を引っ張り出す方法はないか。
- ・団塊世代が地域活動へあまり参加していない。
- ・事業への参加者が少ない。会場までの足がなかったり、一人で参加することへの抵抗があったりするようである。
- ・自治会と地区社協の協働ができていない。各々の存在は認めているが、歩み寄りが少ない。
- ・自治会、民生委員、地区社協、もっと協力し合って一緒に活動できればいいのに個々がバラバラの所がある。
- ・有事の際の避難を考えると、人だけではなく道具についても検討が必要ではないか。車いすの配置や防災倉庫の鍵共有など。

#### (4) 移動支援がない、買い物、外出への手段

- ・バス網が発達していないこと。住民が通院、買い物に非常に困っています。
- ・市役所方面への足がない。
- ・食事会などの行事も集合場所までの交通手段が難しいため、参加者が少なくなることが予想される。
- ・地域が広く一つにまとまらない。学区が違う、集合場所まで遠い、送迎がないと行事開催等の集合場所まで行けない。
- ・とにかく不便。駅に行くのも買い物も。
- ・将来、通院・買い物などに不便なことが第一の課題となってくると思う。
- ・高齢などにより、外出の機会が減り、買い物するための移動手段が少ない方などの支援について。
- ・物理的に歩けなくなってしまった。
- ・外へ出る手段、歩く能力が衰えたことにより、外出ができなくなってしまった。
- ・スーパーやコンビニに行くのに坂を登るか長距離を歩くかしないといけないので、車がない高齢者が買い物に行けなくなってしまう課題が起こりそうです。
- ・私達をはじめ、地域の高齢化が進み、免許返納の方達が増えています。その為、買い物難民の問題がおきています。

- ・買い物支援、医療機関への送迎等のニーズは課題となっており、なんらかの方策を行いたいが、具体化は難しく出来ていない。
- ・足の確保、中々それに対する話し合いのチャンスがない。
- ・時々話しを聞くが、買い物等への足の確保が無い。地区が広いので中々話し合いができない。

## (5) 地区社協の事業展開の困難さ、地域活動の維持・継続に不安

- ・何を目指す組織なのかがよくわからないことも根本的な課題とみている。
- ・事業内容の固定化。(同一事業の繰り返し)
- ・地域で困っていることがわからないので、どんな事業をしてよいかもわからない。
- ・協議会という形が上手く機能していない。入っている人材から見直す必要があるかも。
- ・活動が少ないと思います。お年寄りの人たちが集まって話が出来る場所があったらいいと思います。
- ・高齢者の増加で、活動範囲が限られてくる。事業内容と活動場所の問題。
- ・ボランティアの範囲でどこまでやるかがいつも迷う。
- ・地域から寄せられた相談について、検討する場がまだない。
- ・会議では色々な議論をしているが、目的から離れた手段の議論が多い。
- ・地区社協の活動を地域へどのように広め、その成果をどのように地域住民に反映させるか、そしてより持続的な活動が出来る組織をどのように創り上げていくかが、今後の課題の一つだと思います。
- ・また行きたいと思っていただけるサロンの内容にすること。
- ・今までのやり方に固執していて、新しいやり方を受け入れる姿勢がない。
- ・若い世代の方にも、地域活動に関心を持ってもらいたい。
- ・「地域で」「どの年代も」と言いつつ、実際子育て世代向けへの活動は少ない。そんな中、外部団体であるはずの PTA で理事を任せられ、毎月の会議への参加は負担に感じる。また小学校のみで中学校 PTA は加入していないことも疑問に思う。どのように、どの程度関わっていけば良いのかがわからない。
- ・理事、幹事の多くは仕事をしているので参加なので日程によっては参加する事が出来ない。高齢化してしまっているのに仕事をしていても動く事の出来る様にしていかないと若手にバトンタッチをする事がむずかしいと思う。
- ・子育て世代としては、夜の時間帯の会議への参加は難しい。今後の PTA のなり手不足にもつながるので、本校の児童の参加の可能性のあるものに積極的に関わりたいと思う。ただ、学校と地域のつながりも必要なもので、その他報告事項は書面等で頂けると有難い。
- ・ボランティアということで入ったのですが、やることが多い。
- ・コロナによる3年間の空白による交流(会員⇄高齢者)の断絶が問題。

- ・独居の方の連絡方法、呼び鈴出ない、電話も出ない（出られない？）等。
- ・高齢化による交流の場作り（3年間の空白）と地区社協会員の高齢化による活動の停滞。
- ・必要な人へ、支援が届いていない。
- ・高齢独居だけではなく、夫婦のみ世帯が増えてきた。地区社協だけではなく、自治会も関わる見守りの体制が必要。
- ・子どものトラブルがあった場合、どこに連絡すればよいか分からない。
- ・集まれる場所がない。
- ・男性の参加が少ないのでこれを改善出来たらと思う。
- ・男性に興味のありそうな企画（お酒とかギャンブルとか）の考案や、周知方法の工夫（スポットで周知）が必要かもしれない。
- ・みんなで話し合う機会が少ないと思います。
- ・課題に取り組みたいが、話をすると年齢的に不必要で返ってくる。話を聞いてほしい。

## (6) 課題は（今のところ）ない 5件

- ・今の状況は個人的には課題を持っていない、まわりの人たちに足並みをそろえて活動している。

## (7) 災害時の備え

- ・災害対策。（地震、水害、火事、詐欺、事件など）
- ・災害時に住民同士が協力しあえるか心もとない。
- ・本来一番大事な、災害時のための活動や啓蒙、訓練はなかなか進んでいなく、浸透していないのが現状だと思う。基本はこれだと思う。

## (8) 課題のある地域住民への対応

- ・個人情報への扱い方。
- ・担当区は年配者が多い。災害時に援助できるかどうか。
- ・将来は一人暮らしが増える、空き家も多くなると思う。
- ・核家族化の増加とともに個人主義の考え方が増加したため、地域連携が希薄になった。世代間交流が少ない状況下で高齢世帯は増加している。これにより災害時の対応が鈍化しつつある。地域内の障がい者の現状が不明、情報もない。
- ・何かあった時の親族の連絡先が分からない、教えてくれない（情報を知られたくないという理由が多い）ので、連絡先がわかる方法があれば。
- ・約600人の高齢者を支援できるか。
- ・福祉の手続きの簡素化。手続きの時間そのものに福祉の支援が必要。障がいや介護の認定がつく前が最も支援の必要性が高い。

## (9) その他（新たな課題）

- ・野良猫の糞害等の餌をあたえている人々への注意。
- ・外国籍の方への支援。
- ・スマートインター間で車が増え、時間帯によっては細い裏道にまで、大きな車が入り込んでスピードを出すので住民は交通事故が怖い。
- ・現在は自分の事でいっぱいです。

## (10) 分からない 18件

## 2 課題への解決、向かう未来の状態像

### (1) 人とつながるしくみや場、困りごとを把握するしくみ

- ・地域の高齢者特に一人住まいの人に対して、出来るだけ外に出て人と接して活動が出来るような雰囲気作りを行い進めていく必要がある。
- ・皆で集まれる場を各所に作れたらよいと思う。
- ・地域内の世代を越えたコミュニティの形成。
- ・住民一人ひとりの意識改革。意識のギャップを感じる。地域への関心に差や、心の壁を感じる。
- ・ちょっとした心づかいができる、仲良くコミュニケーションがとれる地域になると良い。そのためには日頃からの積み重ねが大事。
- ・困りごとある方のニーズを吸い上げての活動が必要。
- ・地区社協の活動が年寄り中心の活動になっている、また孤立している人、支援の少ない、困っている人々の声を拾う方法がないか探している。
- ・サロン活動はメインの活動となっている。その点に対しては比較的活発な活動をしていると思っているが、住民のニーズを確実に把握しているか疑問がある。
- ・地区社協はまだ活動が完全ではないが、今後期待される。
- ・災害援助のあり方。避難訓練への全員参加、年配者を具体的にどうやって援助するのか。
- ・災害時要援護者の見守り活動を定期的実施するとともに情報収集も行っている。
- ・要援護者の見守り、地域の高齢者に対する交流の場作りの活動。
- ・誰でも入って自由におしゃべりが出来る場所。
- ・年齢関係なく、楽しく会話が進む地域。
- ・まずは、コロナ前の活動を復活し以前の姿に戻すことが大事と思う。
- ・以前まで行っていた事業への再開、地域の見守り。
- ・高齢の方々が参加しやすい企画を実施している事により、地域での人との繋がりを絶やさない努力をしているのではないかと考えています。
- ・コロナになる前は地域の方達のいこいの場として、いろいろな行事に参加し

てもらっていました。コロナ禍の3年はみなさん集うところがなく淋しい思いをさせたと思います。やっと今期からみなさんに集ってもらえる場所として活動していきたいと思います。

- ・一般の人との話し合いの場はない。一方で役員とは毎月話している。
- ・話し合いの場をどうやればつくれるのか。

## (2) 現行システムの見直しや新たなしくみづくり、組織体制の見直し

- ・自治会行事の内容見直しを行っている。
- ・地域の問題は地域でなるべく解決できるようなシステムづくり、自治会との協働で進めていく姿勢。
- ・日ごろ仕事のある人が介護支援に参加できるように社会構造の改革が必要。
- ・今年度から組織を見直して、各部に部員を置く体制になったので、いい方向に向かい始めたところだと思う。
- ・地区社協は市社協の支部ではなく、それぞれが独立している「合衆国」のイメージを持っている。それぞれの州は独立性が高く、それぞれ法律もあって運営されている。中央は全体の決まりは作るもののそれぞれの州を縛ることはない。

## (3) 広報活動、理解を広げる活動

- ・地域住民の社協活動広報とその理解。知っていただく。
- ・興味を持ってもらう、理解してもらうことが必要。媒体も重要。
- ・地区社協の組織作りです。皆様に関心を持ってもらう事です。
- ・地域参加型の活動を通して、地域のネットワークの構築。
- ・他の住民が見て分かりやすい活動を考えた方が、理解が進むと思う。
- ・社協の事をもっと知ってもらうことが必要だと思う。子供の頃から、どういう団体なのか、どんな事をしていて、自分たちにどう関わってくるのかとか、自分たちがどう参加していくのか、知ってもらえる機会を作れたらと思う。
- ・女性の方がネットワーク造りに積極的、ただし集団に馴染まない人も意外と多い。男性は逆に集団に入らない人が多い。声をかけても挨拶はするけど、それ以上はなかなか踏み込めない。無理に参加してもらう必要はないと思う。今の活動を地道に継続していくことが大切。住民に関心をもってもらうことが大切。
- ・いろいろな活動を高齢者が中心になって行って、成り立っているように見える。
- ・「地区社協とは」についてのPR活動。PR紙の戸別配布、PR紙作成できる方の育成。地域住民への普及活動と合わせて、幹事等への地域福祉への参加意識の構成。若手組織との交流。

- ・地域活動の魅力（友達増加で笑顔も増えるなど）の発信。あいさつ運動（自治会、青少年健全育成協議会、早園小学校PTAが中心）の実施。
- ・広報活動（ちらし配布）と魅力をどう見せるか、地区社協メンバーのロコミ。
- ・若い人たちを生かした地域に目を向けてもらうか、社協は何が魅力か知恵を出す時期と思います。

#### (4) 活動の展開、事業の再開

- ・事業内容の新規展開。新しい事業の採用。
- ・新しい仲間作りを目的としたイベント。
- ・行事を計画しても参加者が少ないのでどの様にして人集めをしたら良いか、いつも検討し話し合いをしている。
- ・コロナも落ち着き、以前と同じ活動をしていきたいと思います。今後はお年寄りだけでなく子供にも手助けできるような活動になればと思います。
- ・地域個別福祉活動による、地域住民の弱者救済。
- ・避難行動要支援者の要望、意見等を聞き、それを叶えるためにどうすれば良いかを検討する。
- ・「弱者救済」、それは民生委員の活動領域になってくる。団体の強みを出しながら、活動が被らないようにしている。活動は生活支援活動を行っている。身体介護はやらず、買い物同行や代行、ゴミ出しの代行、灯油を買って配るなど。
- ・支援の有料化を求める声もある。頼みやすい関係を作るため、検討している。
- ・ボランティアが対象者との関係をつくるのに2～3年かかる。一人当たり7～8人担当している。
- ・少子高齢化の中で高齢者の方々が真に望んでいることを知ること。
- ・住民との交流の場を利用した地域の情勢把握。見守りや行政への連絡、対象者の把握をする。
- ・方向性が示されれば、全員で協力してくれる。
- ・個人個人を居場所作りやイベントでつなぎ交流することにより、知りあいを増やしている。
- ・少しずつ今までと違う事業を実施してきていて、子供から高齢者までを対象とする事業の取りくみは良いと思う。
- ・自分達も楽しみながら、良い意味でパターン化してきていると思う。
- ・どの世代でも、誰もがができるよう活動の簡素化や、できる時にできる人がというスタンスを広めたいと思っている。
- ・ビックイベントより地域の実情にあった小さな活動のくり返していいのでは。

- ・ボランティアを重いものと考えずに、誰もがボランティアになり、何かあった時にはお互いがまわりに声をかけあえる環境になる事。
- ・社会活動を通して、住み易い街づくり、地域の絆づくり。
- ・地区社協としての方向性が一貫しており、また会員の方々の協力も多大である。(会員数も多い)
- ・毎月1回の理事会開催による問題点のあぶり出しを行い、解決に向けて推進している。
- ・他世代との顔の見える関係づくり。

## (5) 担い手の確保 (育成、発掘)

- ・子ども達に地域を“ふるさと”として思い出に残したいと、諸々の行事に労力をいとわず老若男女、協力する姿が他県から来た者の目にはとても貴重大切に见えます。
- ・一見表面には出にくい様に見えるが活動への関心度はある。
- ・若いうちから、ゆるくてもつながりは必要。
- ・担い手は70代。70代は若い。
- ・最初の出てくるきっかけが重要。出てくる場所をどう作れるか。
- ・年を重ねないと分からないこともある。つかずはなれずのゆるい関係性を作っていくことが大切。
- ・今の担い手はほぼロコミ。これが一番効く。
- ・地域住民の参加型の活動。参加者がご近所の人に声かけが出来ればと思う。
- ・一本釣り、そのために様々な世代に興味を持ってもらえる行事を開催する。そして協力者や、意識してくれる人を増やす。
- ・地道さがありますが、支える側も支えられる側も高齢化が進んでおり、どう若い力を注入するか考える必要があります。
- ・会員の増強。現在社協で募集のチラシ作成中。効果期待しています。活動方法はいろいろ考えられますが、戸別訪問等、拒否される方が多く、地道な活動するしかない。
- ・解決はなかなか難しいと感じています。地域のために何かしようという考え方は少ないと思いますし、地域に溶け込む事を苦手とする人も多いと思うので、社協へ参加しようとする人は増えないのではないかと思います。何をどこにどのように支援したらいいのかわかりません。
- ・個人的には、地域内の福祉団体事業活動に協力参加し、対面PRをしている。
- ・活動全てに人手が必要です。社協自体の地域の方々への周知が必要だと思います。新しく移り住んできた方や若い世代の方等、社協の活動を知ってもらう事が必要だと思います。
- ・スマホ教室は若い人(中高生)から教わるのがいいのではないかと。今は高齢

者から高齢者へ教えている。

- ・すき間時間を活用した活動を創出する。

## (6) 地区内での見守り活動

- ・中止を考えるのではなく、出来ることを考えていきたい。
- ・地域内の特に高齢者対象にお茶会、住民交流会、災害時要支援者訪問等の活動は相当程度機能しており、一定の役割を果たしていると思っている。
- ・孤立させない、手助けできるものはないかを捜している。
- ・高齢者が多く、自然災害の発災時に助け合えて日頃から地域の絆を強化できる社会でありたい。
- ・高齢者が関わるいろいろな団体があり、高齢者間のネットワークがしっかりできているように思える。
- ・地域の皆さんとの助け合いを大切にしている。
- ・児童の登下校の見守りで学校等との繋がり。
- ・要支援者の安全見守り、地域住民に対し、各行事の参加応援、高齢者等への積極的な声かけ。
- ・見守り活動（児童見守り）の定義、人の確保が必要。
- ・児童の見守り。ボランティアの人数が減り、現在見守っている人たちの年齢が上がり、若い人たちに協力してほしい。
- ・子どもの見守り。
- ・高齢者への見守り声掛け、あんしん袋の補充、安否確認地域の交流。
- ・一律に要支援者対応がなされているように見受けられる。重度、軽度等の対応に幅を持つべきでは。
- ・何か、いつもと違う様子（雨戸があかない。ポストの郵便物がたまっている等）があると近所の方達が、自治会、民生委員、地区社協理事に知らせる。
- ・見守りを生活の行動のついでにできないか。
- ・地域福祉に特化し、高齢者の見守りや子育てへの協力など、見えにくい中でも、幅広く地域福祉の推進に地道に役割を果たしていると思います。

## (7) 移動・買い物支援

- ・（推進団体は異なるが）高齢者の買い物の足支援をやっている。
- ・ゴミと買い物問題であると思う。買い物は、井戸端会議でも出ていたが、情報発信も良い方向と思う。
- ・買い物不便の解消。（重い荷物を持ってバスで買い物をする人を見かける）
- ・高齢者が近くで買い物が出来る様な形になれば。
- ・買い物に同行しているが、そのまた知人まで誘うのに抵抗がある。一緒に行った者にお礼として一品を購入し、帰宅して下車時に渡してくれたことがある。最初に受領し、今後は必要ない旨話し、その後の気遣いはない。

- ・高齢者や外出困難な方への外出のお手伝い。スマホやPC等を活用した取り組み（アプリの活用）→例：買い物へ行きたい方が車両提供者へ依頼する時に電話での依頼ではなく、ネット上で予約等が簡単に出来るようになったらいいなと思います。
- ・外出困難な方が外出出来るように。

## (8) 地区内団体の連携構築

- ・自治会・社協・老人クラブ・憩いの家・青少年等の実務はダブっていますが、各組織がうまく連携をとるか、社協機能を自治会内につくるとか、やっていることの一体感が出る方向を目指すことだと思う。
- ・自治会を中心として、各種団体との連携を強化していきたいと考えている。
- ・地区にある団体（サークル）等の繋がり、事業に協力できる地域にしていきたい。
- ・地域自治会や民生委員児童委員協議会との協力協調を推進し、地域の困りごとに対処する。情報の交換ができる対策・体制を築き上げる。
- ・地域団体が連携し、それぞれの団体がどの世代に対してどのような活動するのかを明確にして対応する。例えば自治会は実労働世帯を主体的に、PTA・青少年育成連絡協議会は子供たちを中心に、地区社協は高齢者等を中心に。
- ・高齢者が住み、今後独居者が多くなるとされる。有事の際何処へ連絡したらいいかなど緊急連絡先を把握することも必要。
- ・役員の負担軽減のためにも、地区内団体との交流を図り、協働しての事業運営は必要だと思う。
- ・皆さんとの話し合い。話し合いの機会を作る事。
- ・近年、地域の他団体と協働で福祉活動を実施しているので、一步前進した活動になってきました。
- ・パートナーシップ課題を解決するため、連携活動を行う。各会での強い所を出してもらい、会のメリット・デメリットをまず知ってほしい。そのうえで個人的、又は会の目標を立ててほしい。
- ・地域ネットワークによる連携・協働をもとに、福祉課題の改善、福祉制度の向上に取り組んでいます。

## (9) 分からない 37件

- ・何とかしなければと思いながら中々。

## (10) ない 3件

### 3 必要な支援やしかけ

#### (1) 活動の方向性を示す

- ・一つに、本部は地区社協に何を期待しているか？を明確にすることも必要ではないか。そして期待に応じた側面支援になっているか。
- ・地域に対する取り組みは、今一つ消極的です。課題をもうけて、実行していくには地域の中に入って一つ一つつめていかなければならないと思う。しかしどの辺まで入っていけるか、わからないのではないか。
- ・地域の課題が解決するために、その課題がどこの問題なのか。分ける必要のあるところと分けない方が良い場合があるのではないか。
- ・高齢社会にどっぷりつかっているが何にも取り組んでいない。専門家のアドバイスなどききたいものです。超高齢化社会、今こそ若い人の協力なしには、何もできない。要因は少子化の進行らしいがいい知恵があったら教えてほしい。高齢者も何か役立つ事があると思う。一丸となって頑張りましょう。
- ・地区内団体事業の重複性については、それぞれの団体が一生懸命やっていること。そのため市のレベルでのガイドラインや方向性を示すことも必要と思う。
- ・そもそも「第五次綾瀬市地域福祉活動計画策定」を知らない。
- ・社協と市の事業の区別。まだまだ社協の事を良く知らない事。

#### (2) 担い手確保の取り組み

- ・住んでいて、地域の課題を感じない。課題を自分ごとに置き換えられることが必要。
- ・“ともに生きる”が自治会には伝わっていない。
- ・活動していなかったら元気ではなかったかも。「少し協力してみよう」から「やりましょう」の気持ちを高めていく。そのため、まずは協力してくれる人を集めていく。
- ・活動に伴うリスク管理の体制が十分でない。ボランティア保険も現状に即しているとは言い難い。真剣にリスク管理の方法を考えてもらいたい。
- ・住民、特に高齢者に対して参加してもらおう活動に意欲的な若い人が参加出来る何かを考えてほしい。
- ・知り合いに直接依頼している。市社協からも、ボランティアが不足している地域の募集を案内してほしい。

#### (3) 活動への支援

- ・地域福祉にはお金がかかる。市はお金を出さないと。
- ・自身の活動への支援をお願いしたい。
- ・あんしん袋事業などへの、予算の投入。

#### **(4) 活動拠点の確保について**

- ・活動が出来る場所が少ない。自治会館も丘陵の上にありますから、谷底の高齢者にはきつい場所。谷底にある児童館や武道場の利用をもっと開放してほしい。子どもと一緒に活動しても良いと思います。
- ・自治会館以外にも拠点があったほうが良い。
- ・空き家の拠点利用。

#### **(5) 地区内団体の顔の見える関係づくり**

- ・地域の団体どうしをつなぐコーディネーターのようなものが必要。
- ・自治会の協力を得るのが大きい。
- ・外部との繋ぎを多く出来れば良いと思う。
- ・寺尾南地区内に福祉施設が7ヶ所あり、福祉に恵まれた地域と言える。
- ・地区内7福祉施設との関係づくり。情報交換会など。同様に、一般社団法人化しているところなどとも。

#### **(6) 送迎手段の支援**

- ・移動手段の確保のためのお金や車。
- ・サロン「なごみ」の送迎車購入は、高齢化対策として有効。また、単にサロン「なごみ」への送迎のみではなく、買い物の手助けになるので有用であると考ええる。

## II 施設、団体向けアンケート集計

※回答数 78 / 113 回答率 69%

### 1 アンケートへの協力について ※次のいずれかに☑をお願いします。

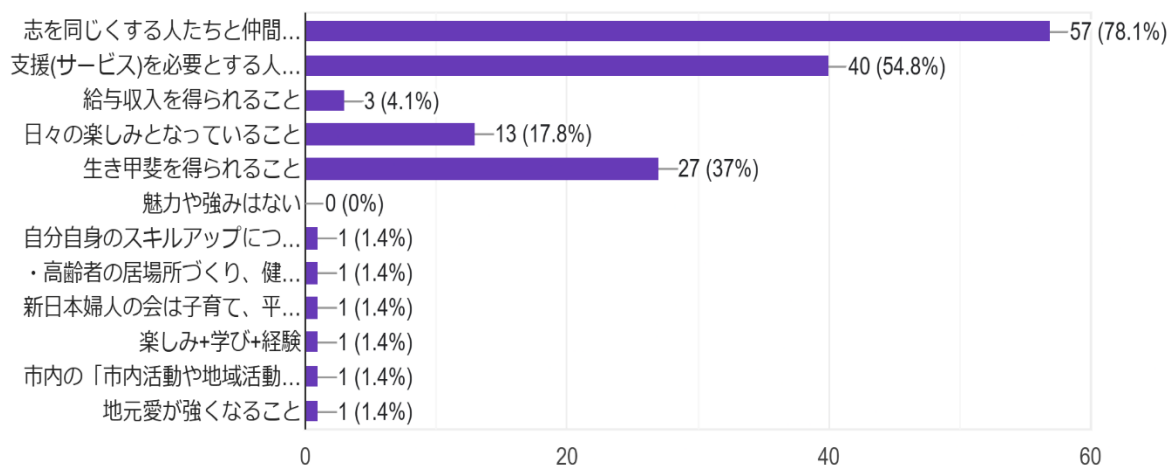
- 協力する 75件 (96.2%)
- 協力しない 3件 (3.8%)

### 2 皆さまの活動の魅力や強みはどのようなものですか。

- 志を同じくする人たちと仲間になれること
- 支援(サービス)を必要とする人へそれを届けられること
- 給与収入を得られること
- 日々の楽しみとなっていること
- 生き甲斐を得られること
- 魅力や強みはない

皆さまの活動の魅力や強みはどのようなものですか。

73件の回答



#### その他

- ・自分自身のスキルアップにつながる。
- ・高齢者の居場所づくり、健康づくり、生甲斐づくりの一助となっている。
- ・新日本婦人の会は子育て、平和、ジェンダー※平等へ女性の願いで行動する国連NGDの女性団体です。1962年に平塚らいてう、いわさきちひろのよびかけで創立。個人参加では日本最大の女性団体です。週刊の「新婦人しんぶん」を発行。おしゃべりカフェや楽しいサークルにも取り組んでいます。
- ・楽しみ+学び+経験。

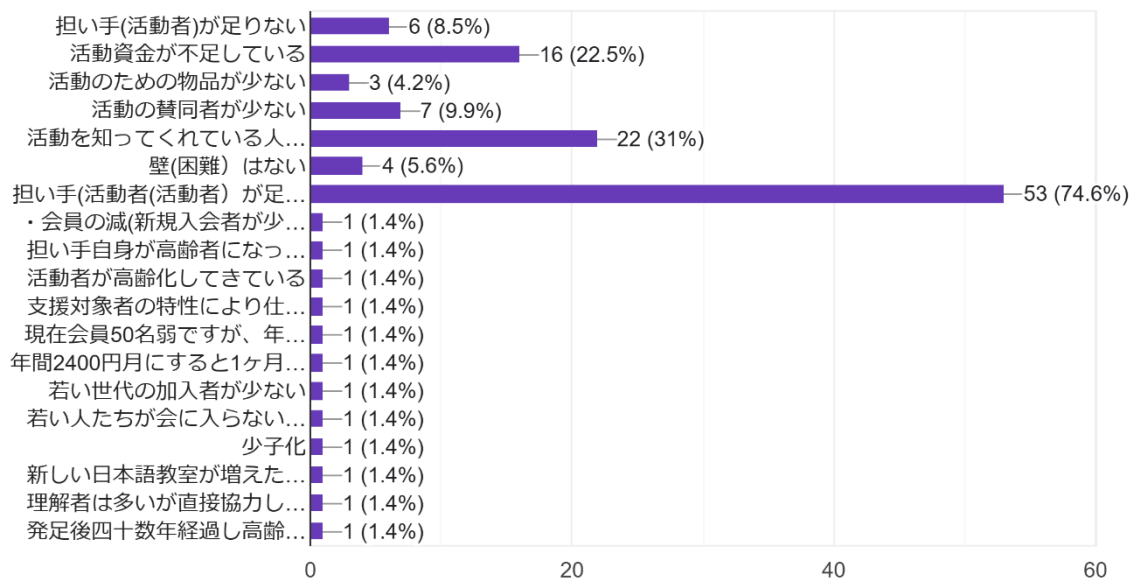
- ・市内の「市内活動や地域活動団体」との協力や支援を図っている。
- ・地元愛が強くなること。

### 3 皆さまの活動を継続させていくにあたり、壁（困難）を感じていることはありますか。また、それはなんですか。

- 担い手（活動者）が足りない
- 活動資金が不足している
- 活動のための物品が足りない
- 活動の賛同者が少ない
- 活動を知ってくれている人が少ない
- 壁（困難）はない

皆さまの活動を継続させていくにあたり、壁(困難)と感じていることはありますか。

71件の回答



#### その他

- ・理解者は多いが直接協力してくれる人は少ない。
- ・新しい日本語教室が増えたので、現在支援している学習者が自立すれば終了するつもり。
- ・活動者が高齢化してきている。
- ・年間 2400 円。月にするると 1ヶ月 200 円会費の半分は神家連※に納めます。残り 1 人 100 円で運営しないといけないので、かなり厳しいです。会の存続の為会員より寄付をいただいています。会を運営する為運営する為の資金が援助されれば助かります。
- ・少子化。

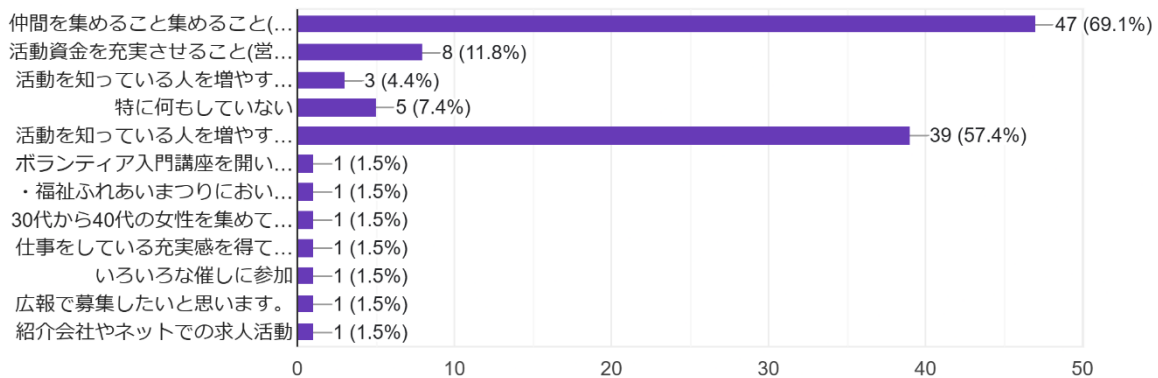
- ・ 現在会員 50 名弱ですが、年齢層が高く若い人が少ない。(他の団体も同じだと思いますが)
- ・ 発足後 40 数年経過し高齢により歩行不安で有る。
- ・ 若い人たちが会に入らない。後に続く人たちがいないので会の存続が危うい。
- ・ 支援対象者の特性により仕事が限られてしまうこと。

#### 4 壁（困難）の解消のため、皆さまが行っていることはなんですか。

- 仲間を集めること（募集チラシの作成や発信、声かけなど）
- 活動資金を充実させること（営利活動の実施や寄附者の募集など）
- 活動を知っている人を増やすこと（周知物の作成や掲示、HP や SNS の充実など）
- 特に何もしていない

壁(困難)の解消のため、皆さまが行っていることはなんですか。

68 件の回答



#### その他

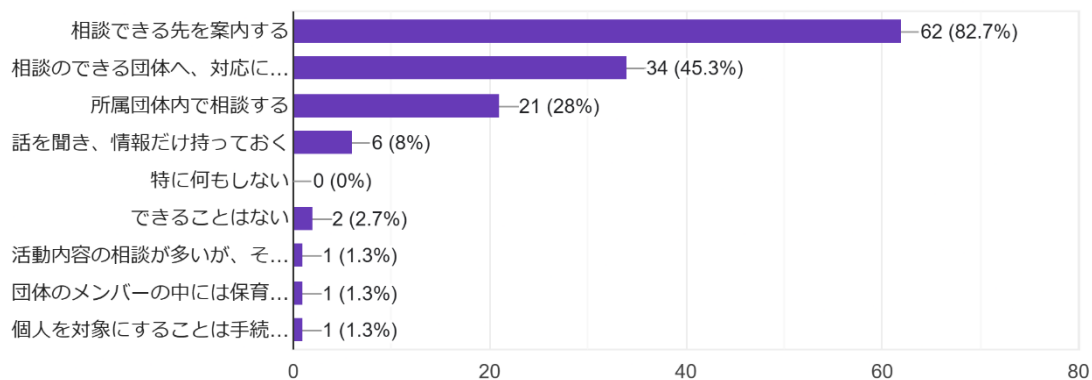
- ・ 30 代から 40 代の女性を集めていきたくおもっているが、この年代の方はほぼ就業されていて、あまりふれあうチャンスがない。苦慮している。
- ・ 紹介会社やネットでの求人活動。
- ・ ボランティア入門講座を開いたり、福祉ふれあいまつり等で点字を紹介、点字体験を通して活動 PR をしている。
- ・ 仕事をしている充実感を得てもらうため、できる事を提案しながら進めている。
- ・ 福祉ふれあいまつりにおいて活動 PR。
- ・ いろいろな催しに参加。
- ・ 広報で募集したいと思います。

## 5 皆さまの身近に生活に困った人がいたとき、どのような対応ができますか。

- 相談できる先を案内する（民生委員や地域包括、市役所など）
- 相談のできる他団体へ、対応について相談する
- 所属団体内で相談する
- 話を聞き、情報だけ持つておく
- 特に何もしない
- できることはない

皆さまの身近に生活に困った人がいたとき、どのような対応ができますか。

75件の回答



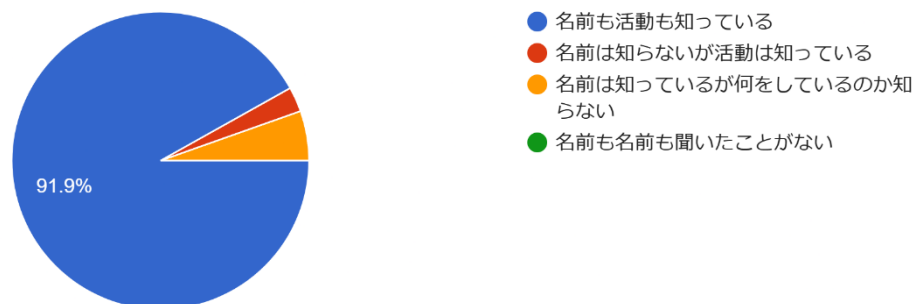
### その他

- ・ 団体メンバーの中には保育士、看護師、元ケアマネージャーがおり医療福祉の面で相談にのれることがあります。
- ・ 個人を対象にすることは手続きが必要である。（是非についての検討及び上申等）
- ・ 活動内容の相談が多いが、その他の相談についてもできるだけ対応している。

## 6 綾瀬市社会福祉協議会（綾瀬市社協）を知っていますか。

綾瀬市社会福祉協議会(綾瀬市社協)を知っていますか。

74 件の回答

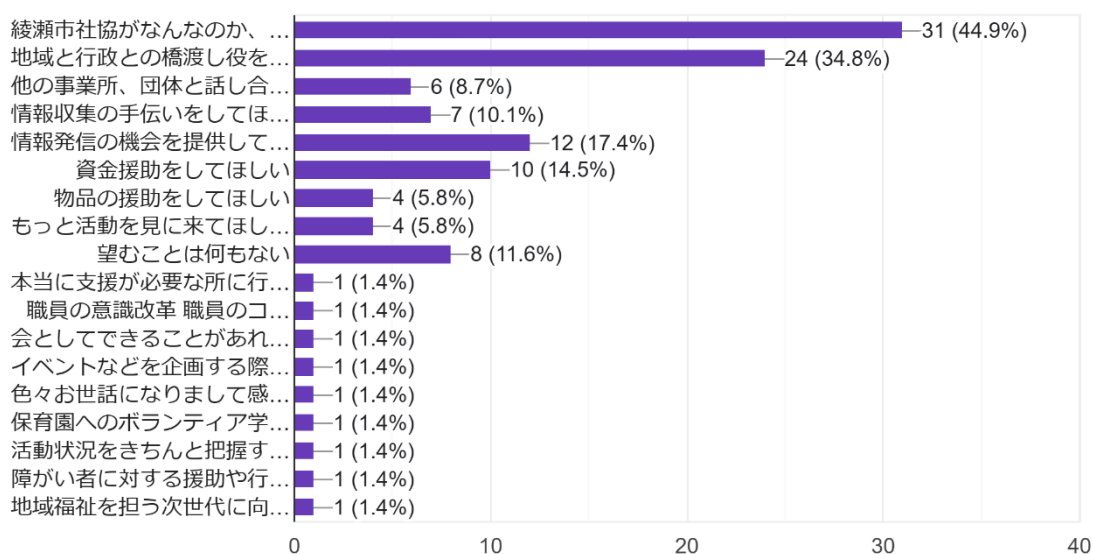


## 7 綾瀬市社協の活動について、望むことはありますか。

- 綾瀬市社協がなんなのか、もっと発信（説明）してほしい
- 地域と行政の橋渡し役をしてほしい
- 他の事業所、団体と話し合いをする場を設けてほしい
- 情報収集の手伝いをしてほしい
- 情報発信の機会を提供してほしい
- 資金援助をしてほしい
- 物品の援助をしてほしい
- もっと活動を見に来てほしい、関わってほしい
- 望むことは何もない

綾瀬市社協の活動について、望むことはありますか。

69 件の回答



その他

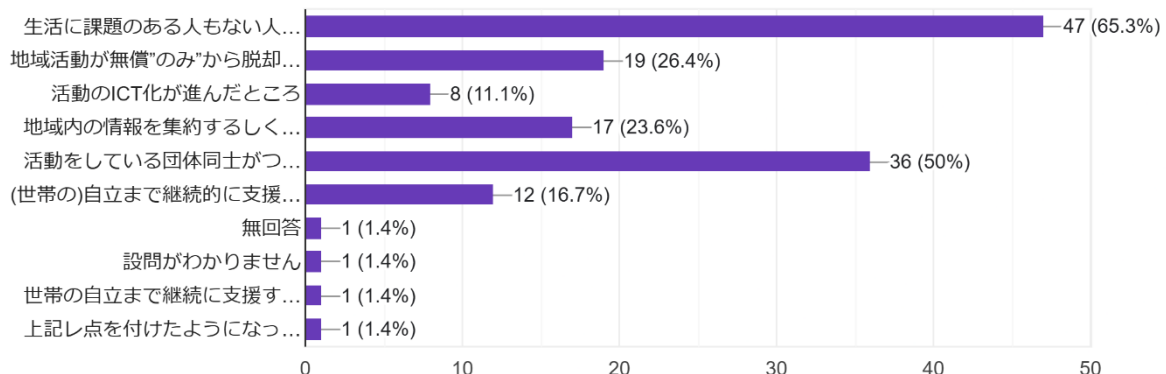
- ・障がい者に対する援助や行事をやってくれているが、障がい高齢者への情報も欲しい。
- ・活動状況をきちんと把握するべきだと思う。
- ・色々お世話になりまして感謝しております。
- ・職員の意識改革・職員のコミュニケーションスキルの勉強。
- ・保育園へのボランティア学生さんを昨年度声かけて頂き、来てもらったのですが、是非、橋渡しをしていただけると嬉しいです。
- ・イベントなどを企画する際に場所をとってほしい。たとえば、公民館全1日とか公園1日とか、グループではできない借り方。
- ・地域福祉を担う次世代に向けたアピールを市内団体と共に行えるよう積極的に動いていただけると良い。
- ・本当に支援が必要な所に行き届いていないような気がする。
- ・会としてできることがあれば協力するので、声をかけてほしい。

## 8 綾瀬市の地域は、どんなところになるといいと思いますか。

- 生活に課題のある人もない人も、互いに地域活動に“参加”できるところ
- 地域活動が無償“のみ”から脱却し、様々な方法でかかわることができるところ
- 活動のICT※化が進んだところ
- 地域内の情報を集約するしくみが整っているところ
- 活動をしている団体同士がつながっており、課題があってもすぐに相談できるところ
- (世帯の)自立まで継続的に支援するしくみが整っているところ

綾瀬市の地域は、どんなところになると良いと思いますか。

72件の回答



その他

- ・設問がわからない。

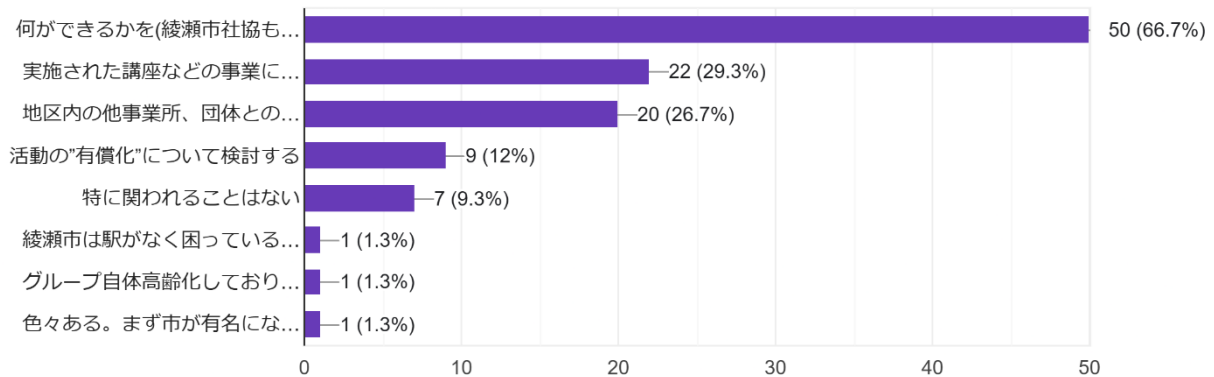
- ・世帯の自立まで継続に支援するしくみが整っている事が本当に望ましい。
- ・上記し点を付けたようになってくるといいです。
- ・無回答。

## 9 理想の綾瀬市となるために、皆さまの団体、事業所で関われることはありますか。

- 何ができるかを(綾瀬市社協も含めた他団体との協働のなかで)一緒に考える
- 実施された講座や説明会などに積極的に参加する
- 地区内の他事業所、団体との連携づくりを積極的に行う
- 活動の“有償化”について検討する
- 特に関われることはない

理想の綾瀬市となるために、皆さまの団体、事業所で関われることはありますか。

75件の回答



### その他

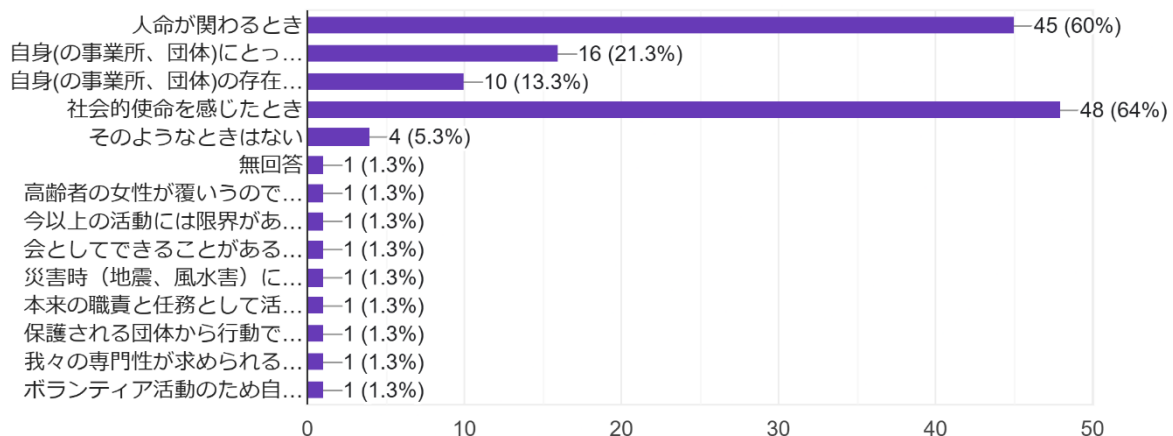
- ・綾瀬市は駅がなく困っている。市民はみな不便に感じているのではないでしようか。(アクセス面)だからふれあう場所もない。これからつくろうとしている「道の駅」に期待するところが大きいです。
- ・グループ自体高齢化しておりますので、お手伝いする事は現在の状態までで充分だと思っています。
- ・色々ある。まず市が有名になる事。次に綾瀬市の強みのある特色を作る。

## 10 皆さまの事業所、団体が通常の活動の範囲を超えて活動できるとしたら、それはどんなときですか。

- 人命が関わる時
- 自身（の事業所、団体）にとって益になるとき
- 自身（の事業所、団体）の存在が脅かされる恐れがあるとき
- 社会的使命を感じたとき
- そのようなときはない

皆さまの事業所、団体が通常の活動の範囲を超え...きるとしたら、それはどんなどんなときですか。

75件の回答



### その他

- ・ 保護される団体から行動できる団体を目指す。
- ・ 高齢者の女性が多いので、若いママ達のお手伝いや相談にのりたいと思っています。
- ・ 我々の専門性が求められるとき。
- ・ ボランティア活動のため、「自分の安全は自分で守る」を最優先で活動して行きます。
- ・ 本来の職責と任務として活動できる。
- ・ 災害時（地震、風水害）における復興支援団体のひとつになりたい。
- ・ 今以上の活動には限界があると感じているができる事があれば参加していきたい。
- ・ 会としてできることがあるとき。
- ・ 無回答。

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置運営規程

平成18年8月28日  
綾社協規程第4号

制 定 平成18年8月28日綾社協規程第4号

改 正 平成20年3月12日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域福祉活動計画の推進を図ることを目的に設置する本会地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

(選出区分)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者の中から、本会会長が委嘱する。

- (1) 地区社会福祉協議会関係者
- (2) 当事者団体関係者
- (3) ボランティア
- (4) 福祉施設関係者
- (5) 民生委員児童委員
- (6) 行政関係者
- (7) その他会長が特に必要と認めた者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるときはその会務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集して、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議内容)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 綾瀬市地域福祉活動計画の策定に関する事
- (2) 綾瀬市地域福祉活動計画の進行管理に関する事

(3) その他、地域福祉活動計画推進に必要な事項

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、既に委嘱されている委員は、この規程によって委嘱されたものとみなし、その任期は、平成21年3月31日までとする。

○綾瀬市地域福祉活動計画推進委員会委員名簿

| No. | 氏 名    | 所 属      | 選出母体               | 役職 |
|-----|--------|----------|--------------------|----|
| 1   | 中山 恵之  | 寺尾南地区社協  | 地区社会福祉協議会連絡協議会     | ◎  |
| 2   | 永石 一矢  | 落合地区社協   | 地区社会福祉協議会連絡協議会     |    |
| 3   | 金子 寿   | 当事者団体連絡会 | 綾瀬市身体障害者福祉協会       |    |
| 4   | 大部 さつき | 当事者団体連絡会 | 綾瀬市手をつなぐ育成会        | ○  |
| 5   | 小室 圭一  | ボランティア   | 綾瀬市ボランティア連絡協議会     |    |
| 6   | 中嶋 利宏  | 民生委員児童委員 | 綾瀬市民生委員児童委員協議会     |    |
| 7   | 井口 和子  | 福祉施設     | 道志会老人ホーム地域包括支援センター |    |
| 8   | 八重樫 譲  | 福祉施設     | 貴志園                |    |
| 9   | 腰塚 亮子  | 行政関係者    | 福祉総務課              |    |
| 10  | 境野 美月  | 行政関係者    | 市民活動推進課            |    |
| I   | 志田 淳一  | オブザーバー   | 神奈川県社会福祉協議会        |    |
| II  | 宮脇 文恵  | オブザーバー   | 宇都宮短期大学            |    |

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

◎委員長

○副委員長

|   | 開催日           | 内容   |
|---|---------------|--|
| 1 | 令和5年9月13日(水)  | 第四次地域福祉活動計画及び発展強化計画について<br>アンケート及びヒアリング経過について                  |
| 2 | 令和6年1月9日(火)   | 第四次地域福祉活動計画進行管理について<br>ヒアリング及びアンケート結果について                      |
| 3 | 令和6年3月29日(金)  | 第四次地域福祉活動計画及び発展強化計画進行管理について<br>第五次地域福祉活動計画策定スケジュールについて         |
| 4 | 令和6年7月1日(月)   | 第五次地域福祉活動計画骨子案について<br>第五次地域福祉活動計画策定スケジュールについて                  |
| 5 | 令和6年9月4日(水)   | 第四次地域福祉活動計画について<br>第五次地域福祉活動計画案について                            |
| 6 | 令和6年11月11日(月) | 第四次地域福祉活動計画について<br>第五次地域福祉活動計画案について                            |
| 7 | 令和7年1月22日(水)  | 第四次地域福祉活動計画進行管理について<br>第五次地域福祉活動計画案について<br>発展強化計画について          |
| 8 | 令和7年3月5日(水)   | 第五次地域福祉活動計画案について<br>第四次地域福祉活動計画進行管理について<br>第五次地域福祉活動計画進行管理について |

## 1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、通称「社協」と呼ばれ、社会福祉法第109条に規定された「地域福祉の推進を図ることを目的とする公共性の高い非営利民間福祉団体」です。

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業などを行うこととされています。

「社協」は、戦後間もない昭和26年に中央と都道府県に設置され、戦災者の援護事業、引揚者の支援などの活動を行ってきました。その後、市区町村単位でも設置され、それぞれが法人格を持ち地域の特徴を生かした活動を行っています。

## 2 綾瀬市社会福祉協議会の概要

綾瀬市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、昭和27年に任意の民間団体として綾瀬町に設置され、その後、昭和57年4月に社会福祉法人となりました。

市社協は、住民が主体となって活動できる場づくり「ともに支えあうまちづくりを」を基本理念に、市行政の深い理解を得て、市民の皆様のご支援、ご協力に支えられ、民間福祉団体の中核として、様々な事業や活動を進めています。

### 市社協の主な経過

- ・昭和27年 7月 綾瀬町社会福祉協議会（任意の民間団体）として発足
- ・昭和57年 4月 社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会となる
- ・昭和57年 7月 社協会員の全戸会員制を導入
- ・昭和63年10月 事務局を綾瀬市福社会館内に移転
- ・平成 元年 4月 綾瀬市立ばらの里作業所管理運営事業受託開始
- ・平成 3年 3月 綾瀬市社協発展計画（5か年）策定
- ・平成 8年 9月 綾西地区社協発足（市内最初の地区社協）
- ・平成 8年10月 あやせ福祉サービスセンターを設置
- ・平成 8年11月 事務局を綾瀬市役所内に移転
- ・平成 8年12月 あやせボランティアセンターを設置
- ・平成 9年 3月 綾瀬市社協活動推進計画（5か年）策定
- ・平成 9年 3月 中村地区社協発足
- ・平成11年10月 上深谷地区社協発足
- ・平成12年 4月 介護保険事業所（居宅介護支援事業、訪問介護事業）開始
- ・平成12年 7月 地域福祉権利擁護事業開始
- ・平成13年 3月 蓼川地区社協発足
- ・平成13年 3月 落合地区社協発足
- ・平成14年 2月 社会福祉法の改正に伴い、定款変更
- ・平成15年 4月 障害者介護支援事業所（居宅介護）開始
- ・平成16年 6月 寺尾綾北地区社協発足

- ・平成16年 6月 上土棚地区社協発足
- ・平成17年 4月 綾瀬市ファミリーサポートセンター事業受託開始
- ・平成17年 6月 大上地区社協発足
- ・平成18年 4月 市役所売店事業受託開始
- ・平成18年 5月 吉岡地区社協発足
- ・平成18年 7月 あやせ福祉サービスセンターを落合北に移転
- ・平成19年 1月 寺尾南地区社協発足
- ・平成20年 2月 小園地区社協発足
- ・平成20年 6月 早川地区社協発足
- ・平成21年 2月 寺尾北地区社協発足
- ・平成21年 4月 第二次綾瀬市地域福祉活動計画（5か年）策定
- ・平成22年 2月 寺尾天台地区社協発足（綾瀬市全域に地区社協設置完了）
- ・平成22年 4月 地域福祉権利擁護事業名称変更（日常生活自立支援事業）に伴い、綾瀬あんしんセンターを設置
- ・平成23年 4月 綾瀬あんしんセンター（法人後見事業）開始
- ・平成24年 3月 綾瀬市立ばらの里作業所指定管理終了
- ・平成24年 4月 綾瀬市社会福祉協議会法人化30周年
- ・平成26年 1月 障害者介護支援事業所（指定特定相談支援事業）開始
- ・平成26年 4月 第三次綾瀬市地域福祉活動計画（5か年）策定
- ・平成26年12月 綾瀬市福社会館指定管理終了
- ・平成28年 5月 生活支援体制整備事業受託開始
- ・平成28年10月 生活応援事業開始
- ・平成29年 1月 社会福祉法の改正に伴い、定款変更
- ・平成29年10月 事務局を綾瀬市保健福祉プラザ内に移転
- ・平成30年 2月 介護度改善事業所綾瀬市認証（訪問介護事業所）
- ・平成30年 3月 綾瀬市ファミリーサポートセンター事業受託終了
- ・平成31年 4月 第四次綾瀬市地域福祉活動計画（5か年）策定
- ・令和 2年 8月 介護保険事業所（居宅介護支援事業）終了
- ・令和 3年 9月 あやせ福祉サービスセンターを事務局内に移転
- ・令和 3年10月 介護保険事業所（訪問介護事業）終了
- ・令和 3年10月 障害者介護支援事業所（居宅介護）終了
- ・令和 4年 4月 綾瀬市社会福祉協議会法人化40周年
- ・令和 6年10月 託すサポート（死後事務委任）事業開始
- ・令和 7年 4月 第五次綾瀬市地域福祉活動計画（4か年）策定

### 3 会員制度で運営

市社協は、会員制の組織です。住民の皆様の参加によって成り立っています。  
市社協は、皆様からの会費で支えられています。

### (1) 住民会員

住民の皆様の参加をいただきながら、各種福祉事業や活動をすすめていくために、世帯で加入いただいています。

(年額一口 400円)

### (2) 特別賛助会員

市社協の事業、活動に賛同いただける企業や商店、団体等に加入いただいています。また、個人での加入もいただいています。

(企業、商店、団体：年額一口 5,000円)

(個人：年額一口 1,000円)

### (3) 構成会員

市社協を構成する団体や個人は、8種の構成種別に分かれています。

(※構成表も併せてご参照ください)

第1種 地区社会福祉協議会連絡協議会

第2種 自治会長連絡協議会

第3種 民生委員児童委員協議会、保護司会、人権擁護委員協議会  
障害福祉相談員

第4種 社会福祉施設、保健・医療施設

第5種 福祉当事者団体、ボランティア団体

第6種 社会福祉に関係ある市行政機関

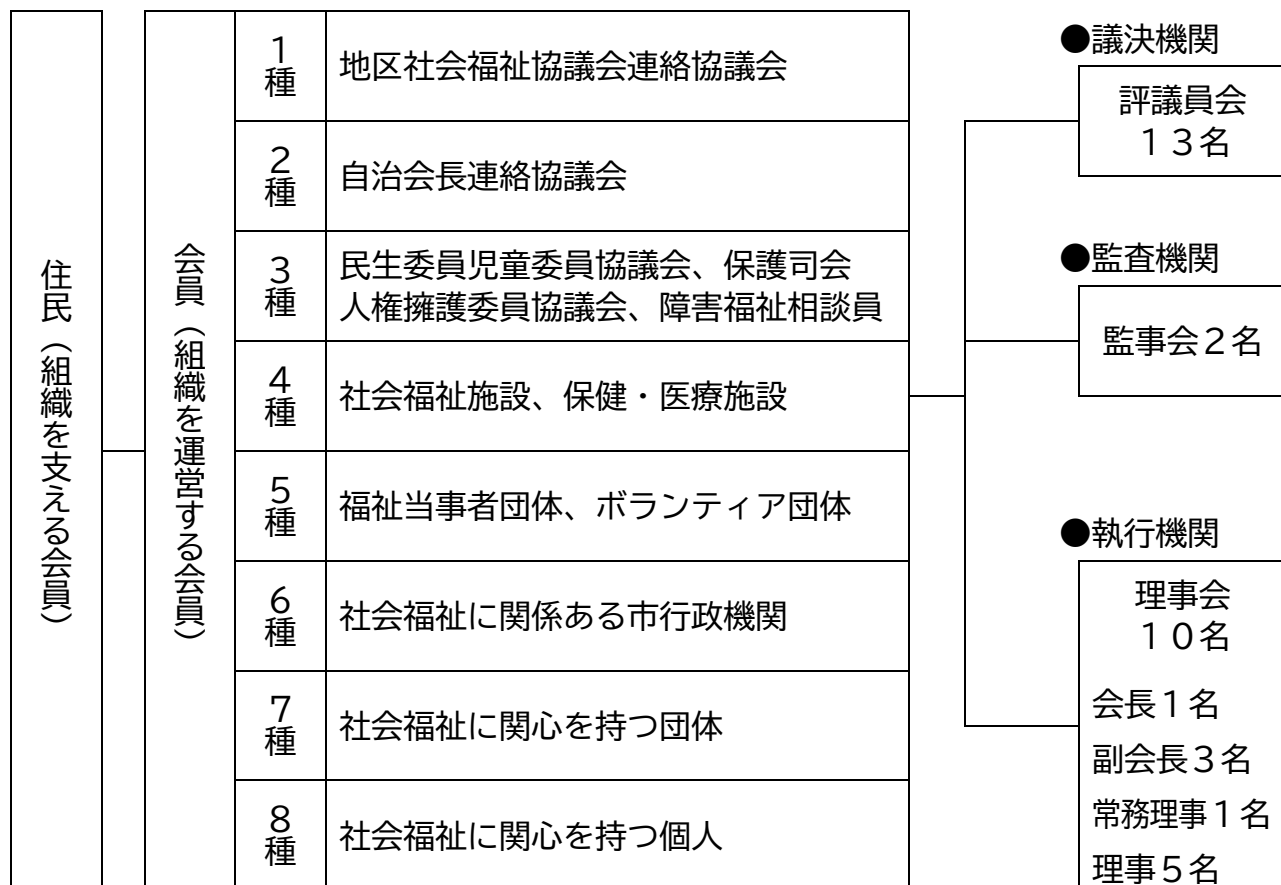
第7種 社会福祉に関心を持つ団体

第8種 社会福祉に関心を持つ個人

#### 4 市社協の組織

市社協は、市民の皆様によって支えられていますが、市社協を運営していくうえで、団体、機関、施設等の参加を得て構成されています。

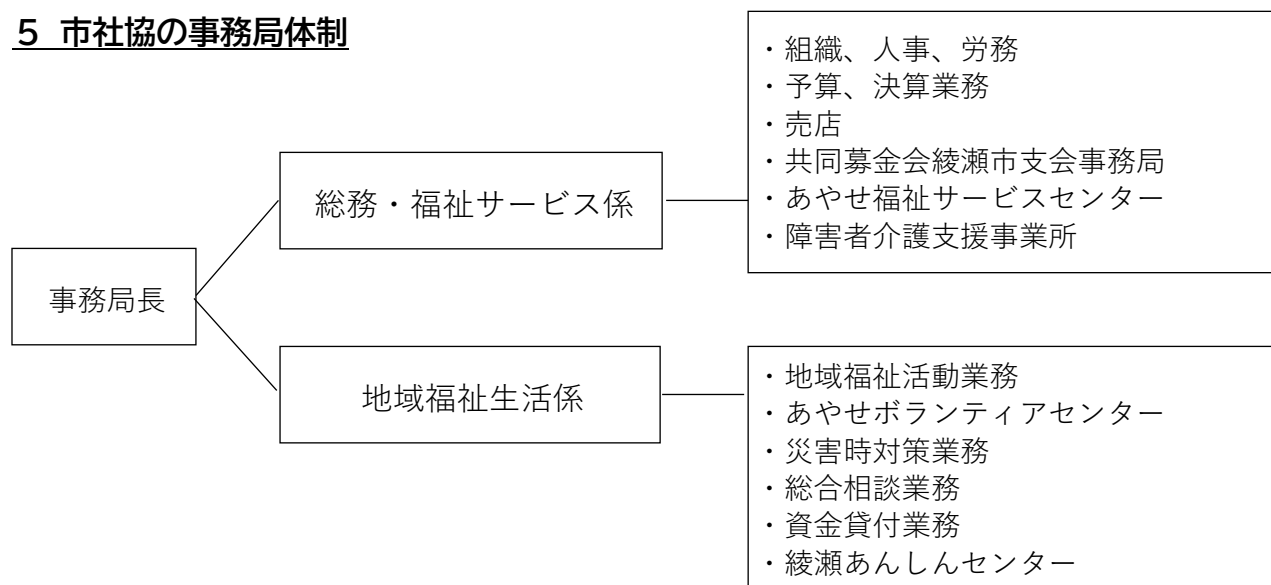
組織は、執行機関である「理事会」、監査機関である「監事会」、議決機関である「評議員会」により運営されています。



社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会 理事・監事・評議員 構成表 (令和7年4月末現在)

| 種別             | 区分                                     | 会員数 | 団体・施設名等             | 理事 | 監事 | 評議員 |
|----------------|--|-----|---------------------|----|----|-----|
| 第1種            | 地区社会福祉協議会連絡協議会                         | 14  | 地区社協連絡協議会(14地区社協)   | 1  |    | 2   |
| 第2種            | 自治会長連絡協議会                              | 14  | 自治会連絡協議会(14自治会)     | 1  |    | 2   |
| 第3種            | 民生委員児童委員協議会<br>保護司会、人権擁護委員会<br>障害福祉相談員 | 4   | 綾瀬市民生委員児童委員協議会      | 1  |    | 2   |
|                |  |     | 綾瀬市保護司会             |    |    |     |
|                |  |     | 綾瀬市人権擁護委員会          |    |    |     |
|                |  |     | 障害福祉相談員             |    |    |     |
| 第4種            | 社会福祉施設、保健・医療施設                         | 20  | 道志会老人ホーム(早川城山)      | 1  | 1  | 2   |
|                |  |     | 綾瀬ホーム(吉岡)           |    |    |     |
|                |  |     | さがみ野ホーム(深谷中)        |    |    |     |
|                |  |     | 貴志園(吉岡)             |    |    |     |
|                |  |     | つぼみ保育園(深谷中)         |    |    |     |
|                |  |     | 吉岡保育園(吉岡)           |    |    |     |
|                |  |     | おとぎ保育園(早川)          |    |    |     |
|                |  |     | 深谷保育園(深谷上)          |    |    |     |
|                |  |     | ドルカスベビーホーム(吉岡)      |    |    |     |
|                |  |     | 唐池学園(吉岡)            |    |    |     |
|                |  |     | 老人ホーム泉正園(上土棚南)      |    |    |     |
|                |  |     | 介護老人保健施設メイプル(吉岡)    |    |    |     |
|                |  |     | ケアハウス長寿(早川)         |    |    |     |
|                |  |     | ヨウコーキャスル綾瀬(深谷南)     |    |    |     |
|                |  |     | サンライズ・ヴィラ綾瀬(寺尾中)    |    |    |     |
|                |  |     | ロイヤルレジデンス綾瀬(深谷上)    |    |    |     |
|                |  |     | 社の郷(寺尾南)            |    |    |     |
| 希望の家(寺尾南)      |  |     |                     |    |    |     |
| ばらの里(深谷南)      |  |     |                     |    |    |     |
| こどもリハかわせみ(深谷中) |  |     |                     |    |    |     |
| 第5種            | 福祉当事者団体<br>ボランティア団体                    | 9   | 綾瀬市身体障害者福祉協会        | 1  |    | 2   |
|                |  |     | 綾瀬市老人クラブ連合会         |    |    |     |
|                |  |     | 綾瀬市手をつなぐ育成会         |    |    |     |
|                |  |     | 綾瀬市母子寡婦福祉連絡協議会(休会中) |    |    |     |
|                |  |     | 綾瀬市遺族会              |    |    |     |
|                |  |     | 綾瀬市肢体不自由児者父母の会      |    |    |     |
|                |  |     | 綾瀬あがむの会             |    |    |     |
|                |  |     | NPO法人コミュニティサポートあやせ  |    |    |     |
|                |  |     | 綾瀬市ボランティア連絡協議会      |    |    |     |
| 第6種            | 社会福祉に関係ある市行政機関                         | 1   | 綾瀬市役所               |    |    | 1   |
| 第7種            | 社会福祉に関心を持つ団体                           | 13  | 綾瀬ロータリークラブ          | 1  | 1  | 2   |
|                |  |     | 綾瀬ライオンズクラブ          |    |    |     |
|                |  |     | 綾瀬春日ロータリークラブ        |    |    |     |
|                |  |     | 綾瀬市商工会              |    |    |     |
|                |  |     | 綾瀬市地域婦人団体連絡協議会      |    |    |     |
|                |  |     | さがみ農業同組合綾瀬地区運営委員会   |    |    |     |
|                |  |     | 綾瀬工業団体連合会           |    |    |     |
|                |  |     | 国際ソロプチミストあやせ        |    |    |     |
|                |  |     | 綾瀬市更生保護女性会          |    |    |     |
|                |  |     | 綾瀬青年会議所             |    |    |     |
|                |  |     | 神奈川北央医療生協綾瀬支部       |    |    |     |
|                |  |     | 新日本婦人の会綾瀬支部         |    |    |     |
|                |  |     | 神奈川県社会福祉士会県央支部      |    |    |     |
| 第8種            | 社会福祉に関心を持つ個人                           | 4   | 社会福祉に関心を持つ個人        | 4  |    |     |
| 合計             |  | 79  |                     | 10 | 2  | 13  |

## 5 市社協の事務局体制



## 6 市社協の財源

市社協の組織運営並びに事業、活動の推進に伴う主な財源は、次のとおりです。

### (1) 会員会費

民間福祉活動への住民参加を目的として、7月～8月会員募集を行い、自主財源の確保に努めています。皆様からの会費は、地域福祉推進のために使わせていただいています。

### (2) 共同募金配分金

民間福祉事業のために全国で展開される「赤い羽根共同募金」や「年末たすけあい募金」は、神奈川県共同募金会に集められ、その中から事業費として、市社協に配分されます。在宅福祉やボランティアセンター、あんしん袋配付事業などに充てています。

### (3) 寄附金

市民の皆様方からのご寄附は、主に福祉基金に積み立てています。また、福祉基金より生じた利息及び基金の一部を事業費に充てています。

### (4) 補助金

市社協職員の人件費、事業費の一部は、綾瀬市や神奈川県社協から補助されています。

### (5) 受託金

綾瀬市や神奈川県社協からの受託事業（移送サービス、日常生活自立支援事業、生活福祉資金など）については、受託金により運営しています。

### (6) 公益金

障害者自立支援事業については、障害福祉サービス費等で運営しています。

### (7) 収益金

売店事業による収益金があります。

## 7 市社協の主な事業

### 令和7年度社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会事業計画

#### I 事業方針

令和6年度は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震や同年9月の豪雨災害等に直面し、災害に対する意識を改める必要があると感じた一年となりました。

地域では、少子高齢化や核家族化、高齢者の独居世帯の増加等、多くの課題が複雑に絡み合い、その課題の解決には市民一人ひとりが地域の課題に関心を持ち、互いに支え合える環境を整える必要があります。

そのような中、令和7年度から令和10年度までの4か年計画として「第五次地域福祉活動計画」を策定いたします。本計画では、本会の基本理念である「ともに支えあうまちづくり」、目標とする「地域でつながり、支え合う、心のかようまちづくり」と7つの基本方針を定め、行政計画である「地域福祉計画」と連携、協働し、担い手となる地域住民や関係機関、団体との連携を図りながら地域福祉の推進に向け、次の重点事項に取り組んでまいります。

#### II 重点事項

##### 1 第五次綾瀬市地域福祉活動計画の推進

前計画となる第四次綾瀬市地域福祉活動計画は、令和元年度から令和5年度までの5か年計画として進めておりましたが、コロナ禍の影響を受け、1年間の延伸を行ったため、第五次綾瀬市地域福祉活動計画は令和7年度から令和10年度までの4か年計画となりました。開始年度となる令和7年度は、実施計画の作成を行うとともに着実な進行管理を行ってまいります。

##### 2 災害支援体制の充実

近年、大規模災害が頻発している中、綾瀬市が被災した場合に備え、関係機関との連携方法の検討や円滑な支援が進められる体制の整備を行います。また、広域災害に対し、柔軟かつ迅速な対応が出来るように近隣社協との連携を図ります。

##### 3 綾瀬市社協を広く知ってもらう取り組み

本会の取り組みや活動を地域住民に知ってもらうため、市が主催するイベント等に参加し、認知度向上と綾瀬市社協に触れることができる場を作ってまいります。

## (1) 地区社会福祉協議会活動支援

市社協では、地域住民が主体となって活動できる場づくりのために、推進の核となる地区社会福祉協議会（地区社協）の支援に取り組んでいます。

さらに、各地区社協を支援するため次のような活動を行っています。

### ア 助成事業

- 活動費助成
- サロン事業助成
- 地区社協活動強化推進事業
- 地区ボランティアセンター助成

### イ 研修事業

- 地区社協合同研修会
- 地域福祉リーダー研修

### ウ 情報交換・交流事業

- 地区社協連絡協議会
- 地区社協活動実践発表大会
- 地区情報交換会の開催（自治会地区内の社会資源との意見交換）
- 地区ボランティアセンター設置推進
- 地区ボランティアセンター情報交換会の開催

### エ その他

- 地区社協担当職員の配置

## (2) 生活支援体制整備事業（市受託事業）

介護保険制度における地域支援事業のひとつで、地域における助け合い活動を創出し、住民の皆さんが主体的に活動できる環境整備を進める事業を行っています。

### ア ささえあい井戸端会議（第二層協議体）

地域課題の共有化、社会資源の連結などを目的として、自治会単位（14地区）に設置を進めています。また、相互の意見交換や研修等も行っています。

### イ 第一層協議体運営会議

ささえあい井戸端会議において創出された市域全体の課題などについて、関係機関と協議します。

### ウ 地域支えあいニュースの発行

ささえあい井戸端会議の状況など記事にしてWEB上に掲載しています。

### エ 生活支援コーディネーターの配置（第一層協議体）

ささえあい井戸端会議の設置促進、定例会への参加、社会資源の調整など、当事業全般に渡っての連絡調整業務を行っています。

## オ サロン事業助成金

高齢者の寝たきり及び認知症の予防、孤独感の解消、生活範囲の拡大等を目的とし、高齢者が地域で気軽に集える継続的な集いの場を運営する団体に対して助成を行います。

- 地域ふれあいサロン
- 地域ランチサロン

### (3) あやせボランティアセンター

#### ア ボランティア相談



「ボランティア活動をしたい」、「ボランティアに来てもらいたい」などの住民の方々のニーズに応えるため相談員を設置し、日常の相談に応じています。

#### イ 情報収集及び提供

- ボランティア活動の手引き発行
- 情報誌『ら・ぼ・ら』の発行
- 地区ボランティアセンターとの情報共有

#### オ ボランティア保険

- 活動中の事故に備えたボランティア保険の加入促進

#### ウ 活動への支援

- 個人登録ボランティア支援
- 団体登録ボランティア支援
- ボランティア連絡協議会の支援

#### カ 行事用貸し出し機材

- かき氷機、ポップコーン機、綿菓子機
- ワンタッチテント

#### エ 各種講座の開催

- 入門講座の開催
- 登録ボランティア研修会の開催
- ボランティアさろんの開催

#### キ 福祉教育の推進

- 青少年体験学習の開催
- 福祉教室の開催

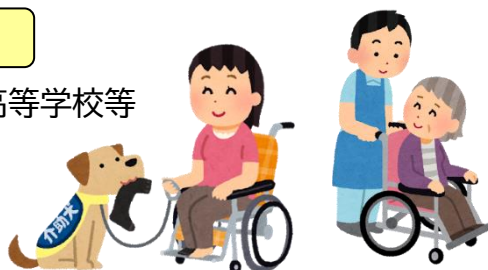


#### (4) 福祉人材確保事業

市内地域の方や小中学生及び高校生等に障がいについての理解を図り、心と環境のバリアフリーを推進するためのプロジェクトや、若年層の地域福祉活動参加を促すため、市内の社会福祉施設や企業、団体の協力を得て次の事業を行っています。

##### ア 福祉の仕事知ってもらおうプロジェクト

市内福祉施設職員や当事者が小中学校及び高等学校等または、地域などで出張講演をいたします。



##### イ あやせTomorrowプロジェクト

全世代型を対象に、地域福祉活動の参加促進を図るため、あやせTomorrowプロジェクトを立ち上げ、防犯パトロールや地域福祉活動促進に向けたイベントを行っています。



#### (5) 助成事業・交付金

市内で活動している団体等に、よりよい活動が行えるよう、次のような助成を行っています。

##### ア 地域福祉事業交付金

自治会が実施する地域福祉活動の支援をしています。

##### イ 福祉ボランティアグループ事業助成金

ボランティアグループに事業費を助成しています。

##### ウ 福祉当事者団体等事業助成金

障がい者、高齢者等の当事者団体に、事業費を助成しています。

##### エ 小中学校福祉推進事業助成金

市内の小中学校に助成を行い、生徒の福祉活動を支援しています。



## (6) あやせ福祉サービスセンター

あやせ福祉サービスセンターでは、次のサービスを行っています。

### ア 福祉機材貸出サービス

利用無料

車いすを、最長3か月を限度として、無料でお貸しします。



### イ 住民参加型生活支援事業（会員互助型）

日常生活にお困りの方、手助けが必要な方に対し、住民の参加と協力により、子育て支援や家事、介助サービスなどを提供するサービスです。

#### <家事サービス>

- 住居等の掃除、整理整頓
- 生活必需品の買物
- 調理
- 衣類の洗濯等

#### <介助サービス>

- 食事介助
- 排せつ介助
- 衣類着脱介助、洗髪
- 通院介助等

(年会費) 1, 200円

(利用料金)



| 曜日 \ 時間 | 1時間あたり       |         |
|---------|--------------|---------|
|         | 午前9時から午後5時まで | 左記以外の時間 |
| 平日      | 1,000円       | 1,200円  |
| 土・日・祝日  | 1,200円       | 1,400円  |

### ウ 住民参加型移動支援事業（会員互助型）

障がい者や高齢者など、公共交通機関を利用することが困難な方に、市民の参加と協力のもと、自家用車で外出支援を行います。

対象は、介護保険要支援（要支援相当含む）以上の方や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を有する方等で、市県民税本人非課税の方です。

(年会費) 1, 200円

(ガソリン代) 車種により異なります。



## エ 障害者自立支援事業（障害者指定特定相談事業所）

障害者福祉サービスを利用する障がい者、障がい児または保護者に対し、利用者の立場に立って、自立生活を支援するための計画相談支援を行います。

|      |                 |
|------|-----------------|
| 営業   | 月曜日から金曜日まで      |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 休日   | 土曜日、日曜日、祝日、年末年始 |
| 営業内容 | サービス支援計画の相談及び作成 |

## オ 移送サービス（市受託事業）

利用無料

車いすに乗ったまま乗降できるリフト車を2台運行し、病院や福祉施設、公共機関への送迎を行います。ご利用いただける方は、お身体が不自由なために、歩行が困難で車いすを利用している方。

○利用時間：月曜日から金曜日まで

午前9時から午後4時30分まで

（土日、祝日、年末年始を除く）

○利用範囲：車両保管場所を中心として  
半径15km圏内

○利用回数：月2回まで

○予約期間：当日の2か月前の初日から3日前まで



## （7）綾瀬あんしんセンター

市内在住の認知症高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方々の中で判断能力に不安をもち、身の回りに援助をしてくれる人がいない方を対象に日常生活自立支援事業を行っております。また、法人として補助人保佐人、後見人（以下「後見人等」と略します）となり財産管理、身上監護を行う法人後見事業を実施しています。（市内の施設に入所中の方や市内の病院に入院中の方も対象です）

## ア 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

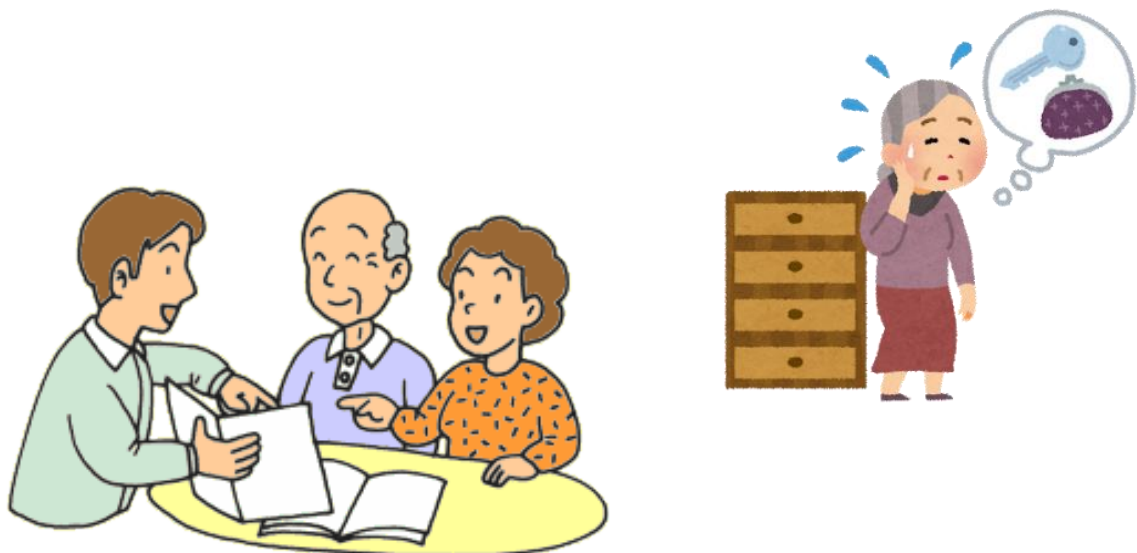
サービスの種類は次のとおりです。

|   |   |
|---|---|
| 利用援助・管理サービス   | 福祉サービスの利用手続きや、日常生活に必要な預貯金の出し入れ、または公共料金の支払いなどを行います。<br><u>*所得に応じて利用料がかかります</u>                       |
| 書類等預かりサービス<br>※このサービスは、“利用援助・管理サービス”とセットでご利用いただけます。 | 大切な印鑑や証書などを金融機関の貸金庫に保管します。<br>・年金証書<br>・預貯金通帳<br>・証券（保険証書、不動産権利証書など）<br>・実印及び銀行印等<br><u>*月額500円</u> |

(ア) 市社協の職員（専門員）が訪問して、ご本人と一緒に支援計画を作成します。（相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。）

(イ) 生活支援員が訪問してサービスを行います。

(ウ) 対象となる方は、認知症高齢者、知的障がい者精神障がい者及び身体障がい者の方で、契約内容が分かる程度の判断能力を持っていることが要件となります。



## イ 法人後見事業

「法人後見事業」は、法人として、成年後見人等になるということです。

法人は組織的に活動していますので、本人の支援に複数の人に関わることが出来ます。例えば、本人が若く後見業務が長期にわたる場合、後見人等が先に亡くなり支援者がいなくなるというリスクが回避でき、多様なニーズに応えることができます。また、成年後見制度を利用しやすいものとするため、制度の啓発、相談や支援について検討する協議会を設置します。



<受任対象者>

- (ア) 市県民税非課税世帯で、不動産等の多額の財産を保有していない方
- (イ) 生活保護世帯の方
- (ウ) 市社協における日常生活自立支援事業の契約者
- (エ) 知的障がい者及び精神障がい者で、長期にわたり支援を必要とする方
- (オ) その他、社協会長が認めた方

## ウ 市民後見事業

市民後見人の選任に向けて、関係機関との調整等や市民後見サポーターの後見活動に対して支援を行います。



## エ 託すサポート事業

綾瀬市在住の、身寄りがなく頼れる親族がいない一人暮らし等の方を対象に、ご自身が亡くなった後の葬儀、納骨、入院費の支払いなどを予め預かりしたお金の範囲内で行うサービスです。

## (8) 相談事業

### ア 総合相談

市民の福祉や生活などの相談に応じるとともに、さまざまな生活援助や福祉サービスに結びつけるために、福祉に関する総合相談事業を実施しています。



## イ 生活応援事業

市内の施設及び企業の参加や協力を得ながら、生活困窮世帯の方に新たな生活応援サービス（ライフライン確保事業等）を提供するとともに、総合相談体制を充実させ、組織内外を横断的に結ぶシステムを構築し支援を行っています。




## (9) 資金貸付事業

### ア 簡易小口生活資金

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| ご利用いただける方 | 市内在住の低所得の方（生活保護世帯等）         |
| 貸付限度額     | 50,000円<br>（市内に連帯保証人が必要です。） |
| 貸付金利率     | 無利子                         |
| 償還期間      | 10か月以内                      |

### イ 生活福祉資金（県社協受託事業）

|           |  |
|-----------|--|
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"><li>・市内在住の低所得世帯</li><li>・心身障害者世帯</li><li>・高齢者世帯</li><li>・失業者等の方</li></ul>  |
| 貸付限度額     | 資金の種類や世帯員など借入期間によって異なります。詳しくは相談ください。   |
| 貸付金利率     | 年1.5%<br>・教育支援資金、緊急小口資金は無利子<br>（それ以外でも連帯保証人がいる場合は無利子）  |
| 資金の種類     | <ul style="list-style-type: none"><li>・総合支援資金</li><li>・福祉資金（住居の移転等）</li><li>・教育支援資金</li><li>・緊急小口資金</li><li>・不動産担保型生活支援資金等</li></ul>  |

## (10) 災害ボランティアセンター事業

綾瀬市において大規模地震等の自然災害が発生した際の「災害時ボランティアセンター」を設置運営するための協定書を、綾瀬市とあやせ災害ボランティアネットワークと本会の三者で締結し、センター設置時に備え、同ネットワークと協働で次の活動を定期的に行っています。

- 災害時ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成（改訂）
- 災害時ボランティアセンター設置運営訓練の実施



## (11) 共同募金配分金事業

### ア 共同募金配分金事業

市内のNPO法人等に、年末たすけあい募金の配分金により助成を行っています。また、広報紙の発行やボランティア活動等に、配分金を財源の一部として活用しています。

### イ 災害時あんしん袋配付事業

- 対 象：綾瀬市在住の一人暮らし高齢者や障がい等で、災害時の避難に支援が必要な方で、配付を希望する方。
- 協 力：市内地区社協、民生委員児童委員協議会
- 協 賛：サントリービバレッジサービス株式会社
- 配布物：「水」「ラムネ」「懐中電灯」「笛」
- その他：年に数回「水」と「ラムネ」の交換を行います。

## (12) その他の実施事業等

### ア 交流（啓発）事業

○社会福祉表彰式の開催



○あやせ福祉ふれあいまつりの開催

○福祉レクリエーション大会の開催

○広報紙『社協あやせ』の発行（4月、6月、10月、1月の年4回）

○共同募金運動（10月1日から12月31日まで）



### イ 収益事業

○綾瀬市役所地下売店の経営



### (13) ホームページ等の紹介

<http://www.ayase-shakyo.or.jp> または、綾瀬市社協で検索

HP



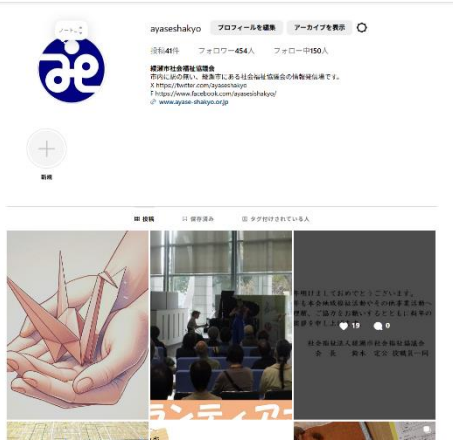
Facebook  
X  
日々の活動を随時配信中!

facebook



X

Instagram



## 用語の解説

|                    |  |
|--------------------|--|
| ICT                | 情報通信技術。ICT（アイシーティー）とは「Information and Communication Technology」の略称です。日本語では、「情報通信技術」と訳され、コンピュータを単独で使うだけでなく、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含めた幅広い言葉です。「Communication」という言葉が表しているように、その目的はコミュニケーションであり、新しい技術だけを指すのではなく、これまでも使っていたメールや SNS などのやり取りも含まれます。 |
| NPO（法人）            | 非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。  |
| 核家族化               | 主に親と未婚の子どもからなる家族形態で、大家族や拡大家族と対比される家族形態。  |
| 共生社会               | 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。（厚生労働省 地域共生社会野ポータルサイトより）   |
| 権利擁護               | 本人の代弁や弁護を行うこと、支援を通じて権利を守ることを意味します。本人の身の安全、自由な気持ち、社会参加の機会、幸せでいたい気持ちなど、みんながあたりまえに持っている権利が侵害されないように守ることで  |
| 更生保護事業             | 犯罪をした人や非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助けることなどを目的とした事業で、「宿泊型保護事業」、「通所・訪問型保護事業」及び「地域連携・助成事業」などがあります。  |
| 少子高齢化              | 人口に占める若年者人口が減少し高齢者人口が増加していくこと  |
| 神家連（神奈川県精神保健福祉家族会） | 神家連は、精神に障がい（統合失調症、うつ病、躁うつ病など）を抱える方の家族が結集した、神奈川県内（※横浜市を除く）の家族会の連合会です  |
| 成年後見制度             | 認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行う制度  |
| 性的マイノリティ           | 「性的マイノリティ」とは、LGBT に代表される、「レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー」などの方々の総称として使用されている言葉です。同性愛者や自身の身体的性と性自認が不一致の方などが含まれます。異性を愛するのが普通だとしている人からみて少数者という意味です。   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p>成年後見制度利用促進計画</p> | <p>成年後見制度を必要とする人がみな安心して利用できるような体制を目指して策定されたもので、2017年度から2021年度までを最初の計画の期間として、全国どの地域でも、成年後見制度利用の促進に関する法律に基づき制定されました。成年後見制度は、認知症等により判断能力が低下した高齢者や知的障害者、精神障害者に対して、本人の契約や各種手続きを法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面で支援し、本人の権利や財産を守ることを目的としています。</p>   |
| <p>ジェンダー</p>        | <p>「ジェンダー」とは、オス・メスという生物学上の性差ではなく、社会的・文化的につくられる「男らしさ」「女らしさ」を意味します。例えば、日本の場合、「男は外で働き、女は家庭を守るもの」という「男らしさ」「女らしさ」がありました。つまり、仕事をするのは「男らしい」、家庭を守るのが「女らしい」というジェンダーがつけられていたのです。これはある意味、男性中心の社会にとっては都合の良いジェンダーであり、これこそが男女不平等の要因にもなっていました。生物学上の「男らしさ」「女らしさ」は変わることはありませんが、ジェンダーは時代と共に変化していきます。</p> |
| <p>地域福祉</p>         | <p>地域社会における福祉の問題に対し、その地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいこうという考え</p>  |
| <p>地域包括ケアシステム</p>   | <p>「地域包括ケアシステム」とは、要介護状態になっても地域内で自分らしく暮らし続けられるサービス体制を指します。具体的には、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になる2025年をめぐりに「住まい」「生活支援」「介護予防」「介護」「医療」が一体的に提供される仕組みづくりのことです。</p>  |
| <p>地方再犯防止推進計画</p>   | <p>再犯の防止等の推進に関する法律であり、国や地方公共団体に対して「再犯を防止することは国や地方公共団体が責任をもっていかなければいけません」と宣言した法律になります。</p>  |
| <p>超高齢社会</p>        | <p>65歳以上の高齢者の割合が「人口の21%」を超えた社会のことを指します。日本は、2007（平成19年）に高齢化率が21%を超え超高齢社会になりました。</p>   |
| <p>避難行動要支援者</p>     | <p>特に高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な人です。円滑かつ迅速に避難できるよう、特別な支援が必要となります。</p>  |
| <p>民生委員児童委員</p>     | <p>地域福祉において重要な役割を果たしています。地域住民の相談に応じ、必要な情報や支援を提供するボランティアです。厚生労働大臣から委嘱を受けている、非常勤特別職の公務員です。</p>   |

ヤングケアラー問題

日常的に家族の世話などの主たる担い手になってしまっている18歳未満の子どもを指します。親や親族が障害や病気によって、買い物・料理・掃除・洗濯などができず、学校に通いながら家事を一手に引き受けているケースが多く家事だけでなく、兄弟の世話をしなければならないヤングケアラーや、家族のなかに重度の認知症高齢者がいる場合、目を離すと徘徊する危険性もあることから、つねに見守らなければならないというヤングケアラーもいます。